

古語拾遺講義序

四方の海なみ静にも治りしわか大君の大御代
にありければ古語拾遺講義と題せし文をいと
もつはらに大久保初雄大人のこたひ著しける
にまことにさちあること多くて世の中ひろ
くてりあゝやける天津みそらの月に日にひら
き見る人さそましぬらむと思ふからこのよし
をいさよかはすかしのゆりのはつかしなから

かきしるしぬるは明治二十五年十一月の生日
の是日

正五位男爵國美

神の代に結ひしなはのふることを

いまときかへすそかしこき

古語拾遺講義

緒言

此の書は大同のむかし従五位下齋部宿禰廣成といふ
人おん古事記日本書紀二書に遺りたる物語と拾ひあ
つめられたるなりける廣成大人は太玉命の後裔なり
その速つ祖ある太玉命は天照太神の御宇より皇孫降
臨ましましたる御時にいたるまで兒屋命と左輔右弼
の大臣にて相比びて事ととられしに皇代に至りて兒
屋命の御裔なる中臣氏は世々盛にして太玉命の御裔
なる齋部氏を代々表へ僅に廣成大人の代に及びて五

位六位の所に居るとうれたきことに思ひて拾壹箇條
のもれのこりたる事跡どものせられしなりしかのみ
ならむ神代より下つかた代々の神社祭事などの古法
ととりうしなひたる事もかゝげられつれども就中拾
壹箇條は廣成大人の素意ふこそあらめされば皇典と
窮めむと思ふともがらの此の書と辨ふべき補助とな
れかしとかくは講義しつるなり

明治廿六年一月

大久保初雄述

凡例

一本書は皇典を研究せむ人あるは神職に就かむとて受験に應ずる
人の爲にものせり
一本書は本文の傍に假名を附せりその假名のつけかたは古訓によ
むべき所はなるべく古訓により字音によむべきところは字音に
よりてなしたるなりいづれにてもよき所はよきにしたがひつ
一本書は校合本多し巳れの校合したる本の奥書を次ぎにあげむ

寛保元辛酉冬十一月二日遂書爲了右少將家本

權大納言 花押

件書以本書雖一校再植鈴校本令校合畢

寛保二年四月三日 桃花末葉 花押

右一册西殿御本右大臣富良公御自筆校本借給之間於三養館以

古語拾遺講義凡例

二
薔薇花露洗手以菊水滴硯馳禿筆校正之永秘于篋底以
珍以寶云爾

文政癸未秋九月廿有余日 大江朝臣眞船
奥書云

嘉祿元二廿三以左京大夫長倫朝臣本書寫了

奥記曰保安五年壬二四見合主神頭師遠朝臣本了

猶有訛謬尋訪證本可決眞偽 吏部侍郎

嘉元四八廿二 卜部兼夏

延文元四十七 卜部兼豐

文明元六廿七一見了

正四位上神祇副兼侍從卜部兼俱
此一册以板本自吉田家借讀遂書寫者也

元文四六一

右少將在列

文政庚寅春以保己一本并古本印校合了

保敬

明治十九丙戌春以大澤小源太氏之本校合者元祿本校了

初雄

一本書標注に齋本熙本と擧げつゝハ校合本の記號とせしかりその
畧せざるを左にあぐべし

齋藤齋延本 龍熙近本 高木未白本 磯部昌言本

源勝清本 左京大夫長倫朝臣古本稱万本 古本惟宗元亮本

醍醐藤公御本 元祿本

一本書講義の體は本文の一節の段落のよきところをもて一段とな
しその語句を再び記載して語源より解きてすべてを括りあるは
すべてを括りたるを先きとし語源を後にしたるありこれ義を解

するもの、便利によりてなり

一本書の講義は世に流布する講義録と、大に異にして語源を専ら説明し、いづれの書にてもその義にて解し得るやうに注意せり讀者心にとめられんことを

一本書講義中に先哲及び今人の學者廣成大人の注解を排斥したれども、これは元大人の聞き傳への誤謬説なれば、一つの傳説と見てよからんがし讀者その心してよ

一本書講義中に世の學者の述べざる辭句或は述べつれども、よりがたき辭句は新説を吐露しつれば、いたらぬところあらば教へ給ひてよ

一本書講義中考證すべき辭句は明に證しつ

一本書講義中辭句の出典の確かなるものは書名を出しつ

凡例終

古語拾遺講義

大久保初雄 著

古語拾遺 一卷加序

古語とは古きものかたりといふ辭にて往昔ムカシの談話ハナシといふが如し拾遺とはのこれることからを拾ひ舉げものするなり故に往昔の談話の遺れるものを拾ひ集めて記されたるより古語拾遺と名づけつるなりその實は古事記日本書紀等の中に漏れ遺りたるを拾ひ集めしいひなり
○一卷加序 此四字流布本には無きを文化 板本によりて補ひつ故に欄を設けしなり一卷とは古へは今日の如く糸もて綴りたるはまれにて多くは軸を附け長く紙を綴りて其軸に巻きつくるなり其巻になりたる一つを一

卷といふ今は名實相反せり加序とは序文を本文と分離せずして一に并び加へたるなり故に加序といひてことわられつるなり

從五位下齋部宿禰廣成撰

此欄内の十一字は後人の摺入なるべしそは類聚國史に
よるに齋部宿禰廣成は大同三年元一本作十一月二一本作甲午
從五位下に叙せらるといふこと見ゆされば此書を撰ば
れて奏覽になられしときは正六位上なりざるを正六位上
の位記を有する人の從五位下と記する筈なしました終り
の年月日に照らして考ふるに彼れは大同三年古本元祿
本作二年
二月十二日とあれば前の大同三年十一月といふに比す
るに年は同年なれども月は九ヶ月前なり一本の元年の

説によれば從五位下と記するも妨なしました後件の古本
元祿本によるに二年とあれば前件の三年に比するに一
ヶ年前なれば從五位下と記するいはれなしされば今暫
く一本古本元祿本によらず本文に見えし所にて定めん
その九ヶ月前の位記を九ヶ月後の位記に換へて書する
いはれなしました此時代奏覽の書の始に位記を書し撰と
書して献られたるためしなれば疑を入るゝ所なりよ
しありつるものとすめれば後の方にありぬべきなめり
かく三点も疑がえしき所ありければ後人の摺入せしも
のと見て可なるべし○從五位下 此は位階の名稱にて
三十階中十四階に當るなり抑太資令以來諸臣諸王の位
は三十階にて一位二位三位まで正從の二階あり以下四
位より初位に至るまで正從二階に上下ありて四階にな

れり初位は正從の辭字の代故に正一位從一位正二位從二位正三位從三位正四位上正四位下從四位上從四位下正五位上正五位下從五位上從五位下正六位上正六位下從六位上從六位下正七位上正七位下從七位上從七位下正八位上正八位下從八位上從八位下大初位上大初位下少初位上少初位下等の三十階とす○齋部宿禰廣成齋部之氏なり宿禰は姓なり廣成は名なり其氏(ウヂ)姓カバ子共に家家の系統に隨ひて一族子孫相傳へて稱する號なり而して齋部中臣大伴物部等は氏にて真人朝臣宿禰忌寸導師臣連稻置等は姓にて上古の氏姓自ら別なりざるを中古より以來は氏姓は同一のものとなり名字(苗字)に相對するものとされり(此氏姓名字の事につきては十分に説明すべきものなれども事の煩雜をおそれたまふに

直接に要薄ければ省略せり○撰廣成が古事の脱漏を拾遺し時の天皇に奏覽せんとて撰びあつめられければ撰すと書されられつるなり

願古本願作願
 牒本牒誤也
 蓄照本同字流本作蓄

蓋聞上古之世未有文字貴賤老少口口相傳前言往行存而不忘書契以來不好談古浮華競興還嗤舊老遂使人歷世而彌新事逐代而變改顧問故實靡識根源國史家牒雖載其由一二委曲猶有所遺愚臣不言恐絕無傳幸蒙召問欲摭蓄憤故錄舊說敢以上聞云爾

蓋聞上古之世より以下錄舊說敢以上聞云爾といふまで

之前に述べし如く加序文にて則ち太朝臣安麻呂が古事
 記を撰びて奏上せしとかなじく本書のなりゆきをかき
 たてて進らせし序文なり。○蓋聞上古之世未有文字 蓋
 聞の蓋は副詞にて若し斯くもあらんかと推量りて定むる
 にいふ語なり俗言にてはオホカタ、モシクハなどいふべ
 きありさればおほかたきさおよびましたといふべし上
 古之世とは三韓征伐以前即ち漢字傳來以往をいふなり
 されば攝政神功皇后前の世を指せり未有文字の文字と
 は我々人類の心覺の記號なり其記號のものわらじとい
 ふなり故におほかたきさおよびましたに三韓征伐以
 往は各自心覺の記號といふものはわらすとの意なり
 ○貴賤老少口口相傳 貴と之わてなる人すなはち上品の
 人をさす賤とはいやしき人すなはち上品ならざる人を

日文

カキツケ
 朝鮮諺文

カキツケ
 不イ不イ不

さすなり老とはとしをとりたる人をいふ少とをおさな
 きものをいふ口口と古傳説を口より口にといふ意す
 なち記號の文字あらざる故に傳説の古きを口より口
 にいふなり相傳ふと老少共に口口に互に傳へ傳へて
 逸せざらしむるなり故に上品あるもの上品あらざるも
 のをとせずおいたる人わかき人たちと古き傳説を口よ
 り口に相傳へてといふ意あり(此處に上古之世はいまだ
 文字有らずと書されつるより上古文字の有無の説起れ
 り其上古文字の無き説をいはれつる始は此書にきてそ
 れより五百年も後文永年中の頃卜部兼方神道の家なる吉田家の祖先なり
 か著はせる釋日本紀には和字の起原を神代よりありけ
 り文字無くてはトを成す可きやとみゆたりこれ上古文
 字の有る説をいはれたる始なりざるを平田篤胤大人は

天名地鎮

一七二一

秀真

△中△申△

此釋日本紀の説を基として其説古史徴の古社僻邑等に往々現存せる彼の朝鮮の諺文と云へる文字に類せる日文四十七字をもて神代文字と確定し神字日文傳を著してその説を論せりまた此の日文の外にあないちほつまなと名稱したる數種の異体あるを好事の人の神代文字と尊重なせるが日文傳の疑字部に就きてみるべし近來支那人沈氏此等近年世に顯れたる上記此書内務省にあり原本四拾壹冊譯本の文字も其一種ありこれらによりて按するに中古以來神道者と稱する輩我が國の上古に文字なしといふを不都合の事と思ひなしてかかる説をとなへ或は文字を偽作せるも有るべし但し今に於ても山谷の窟崖又之埴物の古器おとに異字を彫たるが稀に見ゆれば上古の民とても結繩の俗の如く各自心覺の記號は必ず有しものにて只全

國同文の文字なかりしのみ歟若し同文有らば必ずそれを以て言事を記すべし何ぞ煩之しく漢字を假用せんやさすれば日文といふものと上古の民の記號(全國一般に通用せむ)となして可ならん歟これ漢字傳來前の文字につきての説なり傳來後に於ては多くは彼を借り用ゐられたりしが天武天皇十一年境部連石積等に命じて更に肇めて新字四十四卷を造らしめしとあるを新井白石翁の同文通考には今世行はる、ナキキトガフ、クダシク、スス、クシ、トモ檜梅、柚、峠、笹、禪、辻、鞆、萩等の類は漢人の字音に載せざれば蓋し是ならんとあるが如く當時製造の字の傳えりたるなり釋日本紀の私記を引きて字体考木村正辭先生現今文部省記官の説に眞本の新撰字鏡刊本に字の訓のみを出して音無きもの五百余字ありこれも新字ならんと云はれさ余大學に在りしときの講授及び文學協會雜誌にものせられたり然れば製造ありつれども

全くは行はれざりし者ならんは上古文字有無の説は
小中村清矩先生の學士會院雜誌に小杉楳邨氏の大八州
學會雜誌に落合直澄氏の神代文字考等にものせられつる
を見わきまふべし○前言往行存而不忘 前言とてまへ
つかたの言語をいふ即ち古き物語を指すなり往行とはい
にしかたの行狀をいふ即ち古き人の行狀を指すなり存
而不忘とはのこしかきて忘れざりしといふなり故に古
き人の物語及び古き人の行狀を保ちのこしかきて忘る
ゝことあかつたといひまするといふ意○書契以來不好
談古 書契とは文字なり以來とはこのかたといふ意不好
談古とは古き物語古き人の行狀を談話することを好ま
ず故に三韓征伐後彼の國の文字我國に入り傳はりてよ
りこのかたは古き物語古き人の行狀を談ずるをむう好

まなんだといふ意○浮華競興選嘖舊老 此八字を貞觀
政要の耽文字之浮華選往古之朴實咄舊老也といふ文句
を取捨して此處に加へたるなるべし浮華とはうきては
なばなしきをいふ即ち虚飾に流れて其實を闕きたるも
のなり競興とてこれよりこれとさそひおこるをいふ選
とはたちもどりてといふ意嘖舊老とは舊き老たる人の言
をあざけり笑ふをいふ故に文字のはあばなしきものを
任用する事のみ競ひ興りてたちもどつて考ふるに老た
る人の言をあざけり笑ふ様になりしといふ意○遂使人
歷世而彌新事逐代而變改 遂とて副詞にてつまること
ろとかとうとうとかいふ言なり人歷世而彌新とて人間
の漸々年月を経過するに従ひいやますます新になりと
の意逐代而變改とて事物の次第次第に代々を追逐する

によりてうつりかえりせしめきとの意故につまるところ人間の漸々に年月を経ふるにしたかひていよいよ新にちり事物の次第々に代々を追ふによりて改めせしめたといふ意則ちかはらしたといふなり○顧問故實靡職根源 顧と勅詞にて過ぎ去れる事を慮るとか本を考ふとかの意にて見るべし背を見るの心にと意をとるべからず問故實とは故事の實なるもの即ち古例の法令儀式作法等を問へばとの意あり靡職根源とは根本の故實を心得居るものなしとの意故に過ぎ去れる事を慮りて古例の法令儀式作法等を問ひますればその根本のゆるよしを心得居る者無しといふなり○國史家牒雖載其由 國史と之國の歴史にて天皇の命ありて撰録するものなり即ち勅撰書にて皇室の御記録なり家牒と之家の

簡にて自家の事ありしを記せしものなり即ち各自家家の記録なり雖載其由とは故實の由來を記載すといへどもといふなり故に皇室の御記録家々の記録に故實の根本由來を記載すといへども○一二委曲猶有所遺 一二委曲とはひとつふたつなるつまびらかなる事はといふあり猶とは副詞にてやえりそれでもの解とすべし有所遺とは漏れ遺る所有りといはんがごとし故に一二の委細なる事とやはり脱漏してあるやうに見ゆるとの意○愚臣不言恐絶無傳 愚臣とは齋部宿禰廣成自身を呼びしなりこれ天皇に對しいへるによりてなり不言と申上さればの意恐とは恐れつつ考ふるにとかおほかたどか解くべし絶無傳とは打絶へて故實の由來の傳はる事なからんとなり故におろかなるやつて廣成が申上

さればおほかた絶へて故實の由來の傳はることなから
うとの意○幸蒙召問欲據蓄憤 幸蒙召問とは幸福に天
皇陛下の御召し問に預りしとなり欲據蓄憤とは兼て腹
内に蓄へ居ける鬱憤を據むと欲すといふなり故に幸福
に陛下の御召問を蒙りしより恐多くも腹内に蓄へる憤
を據むとおもふとの意○故錄舊說敢以上聞云爾 故と
は接續詞にて斯れば此の故にかるがもるになとの意に
てとくべし錄舊說とはふるき事柄のありしを錄してと
いふなり敢以とは敢は副詞にて押しきりて強ひてなど
く解く以之副詞なり持ちの意なりては天爾波あり上聞
とは聞か上ぐにて陛下に申上ぐる意なり云聞とは漢文
の末に用ゐる助辭を訓む語にて然言ふの義されども云
聞は云云爾爾の省語なりといひ共に如此如此の意にて

古くはしかじかどよめりそれを正しとす故に斯れば舊
き説を錄して押しきりてもちて陛下に申上ぐること此
の如しといふ意なり

再神宮本同元
祿流布本作
册

神延本作尊

素戔嗚之三字
照本作是一字

敕末本作勅

一聞夫開闢之初伊弉諾伊弉冉二神共爲
夫婦生大八洲國及山川草木次生日月神
神最後生素戔嗚尊而素戔嗚神常以哭泣
爲行故令人民夭折青山變枯因斯父母二
神敕曰汝甚無道宜早退去於根國矣

一聞とは或は聞くとおなまきさかり書紀に一書曰一日又
曰或曰等ありて此處の一聞といふも同まき類なり○夫
開闢之初 夫とは接續詞にて指して意軽く文の首に用

ゐる語なり開闢とは世界の開けたりし始りをいふ之初
 とは初發の義にて起源をいふなり故に夫世界の開けた
 りし初發の時といはんが如し古事記には天地初發之時
 とあり日本書紀には天地未部陰陽不分とあり其一書に
 天地初判とありまた一書に國稚地稚之時とありまた一
 書に天地混成之時とありまた一書に天地未生之時とあ
 りこれらはみな天地の分るゝときとか天地の初るとき
 とかの意にて大差なしこれ世界の生成の初めといふべ
 きなり○伊弉諾伊弉冉二神 いざなとは動詞にて其語
 尾の變化せざるところなり即ち語根より變化をなすに
 はフ、フ、ハ、ヒ、への動詞規則の第一類從來の波行四段活
 用ありに爲すときはいざなふ、いざなふ、いざなへ、いざな
 は、いざなひ、いざなへとなるなりさて漢文字にわつると

きは誘の字なり書紀に伊邪は誘語といひけりまた感動
 詞のいざも此の誘ふ義にて俗言にさあといへばおなじ
 きなり例へばいざ花みにゆかんいざ馬なべての如きお
 りぎは男の稱名にて比古といはんが如しみは女の稱名
 にて比目といはんが如し故に師も伊邪那比君伊邪那比
 女君として示されたりされど君を岐とのみ云へる例は
 明宮段の大御言にありまた女君を約むれば美となる
 ありさて此二神互に誘ひ合ふて初めて夫婦の道を立て
 給ひしによりて御名にとなへませるなり○共爲夫婦
 前件の二神互に誘ひ合ふて夫婦とあり美斗能麻具波比
 を爲し給ひき美斗能麻具波比は古事記講義にとくをみ
 よまた妓美の二語をもなほよくとくべし○大八洲國
 とは八つの大なる洲の國をいふ其一を大倭豊秋津洲オホヤマトトツアキツシマ

今の本島にて東は陸奥より西は長といひ其二を伊豫二名洲
 門に至るまでの一大島を指すなり
 此れ今の其三を淡路洲といひ其四を筑紫洲此れ九州なりと
 いひ其五を壹岐洲といひ其六を對馬洲といひ其七を隱
 岐島といひ其八を佐渡洲といふ八つなりされば古事記
 に故因此八島先所生謂大八島國といふ事見ゆるをうべ
 なりかしさてこれよりぞ我國をば呼びて大八洲國と稱
 へしなる即ち大日本國なり猶古事記を考へ合するにま
 だ此八島の外に多くの島々の見ゆれども此書に之載せ
 ざるは省きつるなめり○山川草木　これ單に山なり川
 なり草なり木ありの實體をいふにあらず山の神川の神
 草の神木の神を生みませるにて神といふべきを省きて
 山川草木といひたるなり古事記に之河神海神風神山神
 野神火神など書してあれば此處も神の字を加へて見る

べし○生みましとは　國を生みましましまたは山川草木の
 神を生みましたるなりざるに國生みにかかりては疑ふ
 人多オホクにありつれどもその事をきはめざるのあやまちな
 り扱古事記を見るに國に比古比女の區別あるはうけら
 れぬなれどもこれ魂を生みなせしものとすれば論なき
 なり故に國魂クニミタマを生みませしかり○次生日神月神　と之
 先きに國生みをなし山川草木を生みましたりそのつきつ
 きにはと文をおこせしなり日神とは天照大御神なりこれ
 天上に於て日を知食す大神あるをもて日神と申すなり
 古事記に之天照大御神とあり日本書紀には大日靈貴と
 ありこれ日神の御名なり月神と之月讀命なりこれ天上
 に於て月を知食す神をもて月神と申すなり古事記日本
 書紀同名なり此二神山川草木の神のつきにあれませし

ちり○最後生素彥鳴神 最後とはもつともものちにては
てがたなり素彥鳴神の素彥とは進む意にて此神の行状
甚だたけくましまして荒び進み給ひしによりてかく申
ましちり鳴は男にて借字なり古事記には建速須佐之男
命とありたり扱て此神をもつともものちにあれませしな
り扱此三神のあれまし、事柄を古事記によりて考ふる
に伊邪那岐神の汚穢を穢はんとればしめして御身を滌
きたまふそのとき左の御目を洗ひたまひしときに天照
大御神なりいでませり右の御目を洗ひたまひしときに
月讀神なりいでませりつきに御鼻を洗ひたまひしとき
に建速須佐之男神なりいでませりとありこれらは全く
黄泉の汚穢ケガレを穢はんとしてなし給へる御業によりてあ
れませるなり○而素彥鳴神 さうであるに素彥鳴神は

云云と文を起せし所なり○常以哭泣爲行 哭泣と云古
訓になきいさつるとありければこれに従ひつさてなき
いさつるとは甚泣とにて小兒のあしすりなどしてあく貌
をいふちりされば素彥鳴神はつねづねあしすりなどしてな
くをもて御しわざと爲し給ひき如何にかくの如き御しわ
さを爲し給ふやと云ふに古事記によるに御母の座す根
の國に往かひとおぼしめしてなき給へるちり親子の情
かくもあらんか○故令人民天折青山變枯 故之前に述
べたり人民と古訓おはみたからといふまた音便にてお
はんたからとも稱すこれ國民を天皇の撫治したまふに
就きていふとなへなり天折は夭とは早く死すことなり
折とはをることちり即ち人間の命を折ることは死す
なりされば此處は早死といふて可なるべし青山とは草

木の繁茂して蒼々たる山をいふなり變枯とて縁ある草木の變じて紅となるをいふなり即ち青山の變じて赭山となりたるなりかかれればおほみたからの天命を全くおらせずして早く死せしめまた蒼々たる青山を其ままたせすして變じ枯して岫山とらしめたと云ふ意如何にかくの如くせしかといふに此素戔嗚神の御性質建くましませるによりて自然かくわりしなりかつ此神は此國土の主と任じたまへれば人民は勿論統御を受くべきなり其統御の權を保持したまへる御方の御心の進み荒れませるより國內の人民の早世するもの出来にけりまた國內の草木すら枯れて朽ちるやうになりたりこれ威稜のましませし神なればさもわらむ○因斯父母二神救曰
 因斯とて熟語副詞にて斯くなる場合によりてといふ

意父母二神の父は訓ちちちなり古訓かどといふこれ高曾祖父と世次を數ふる意なり家尊の音といふは非なり母は訓ははなり古訓いろはといふこれ家母の約音なりさて父母二神とは伊弉諾伊弉冉の二神をいふなり救曰とは御言宣て申し給ふにはの意なり斯る御行狀によりて伊弉諾伊弉冉二神の御言を宣り申し給はくといふ意○汝甚無道 汝とて人代名詞にて對稱なり甚とは副詞にてひどうきついかいふべきなり無道とは音にてぶだうといふ古訓あぢさしといふ音の義は道のなきといふ古訓の義は無味氣の文字も當りてあぢはひのなきをいふこれ人にして人道の無きは食物に味の無きかごとし故に無道は無味氣とていひつるなり汝素戔嗚神よきつう道なき事ぢやといふ意○宜早退去於根國矣 早は

是之下神宮本有
命之下神宮本有
則之七字
也之七字
神皇產靈神之下
祖宮本有是紀直
書也之五字但小

又同神之下正本
伊勢神有六字津
產靈神之系圖云
天兒屋根者津速
產靈神之系圖云
此百板為正不
神皇產靈神此
要在於中臣思部
二家嫡庶而已非
脫文作神皇者誤
是下神宮本有為
之字

此神子天兒屋命
者以下也字也一
本刪去之非也宜
存于此疑後世誤
之刪去之歟大非
廣成圭意

元來形容詞をれども其變化の第五階は副詞法にて往々
轉成副詞とかはることあるなり此處は副詞に轉せしな
り退去これを訓にまかりさるといふ場所をしりぞきさ
るの意なり根國とは地下に在る世界の稱名あり地の下
底にあるをもて根國とも底國とも黄泉國とも名づけし
なりとぞとやう地下の世界にまかりさるやうにせいと
いふ意なり矣は漢文の助辭なり和文にて用なし柳宋元
は決辭といこれさしかあらん必ず決定の文句の所に用
るればなり

又天地剖判之初天中所生之神名曰天御
中主神次高皇產靈神次神皇
產靈神
兒屋命即中臣朝臣祖也

又天地剖判之初 又とは接續詞にていまひとつといふ意
にみるべし天地はわめつちにて日球地球をさしたるな
り其天は漢字にて日本のわめといふ辭に當れり然れど
も元をおすときは大に異かりさて我邦にてはそれを二
種に分つ一と虚空の上に在りて高き所を云ひ一は日球
界を指して天といふかくあるを支那にては天といへば
自然にあるものをいへりこれ自然に物の出来る物の大
名とすこれを我邦に比すれば日本の神の意ともあるな
り故に支那にて天と云ふものは日本の神といふものに
近しこれをもて日本の詞を漢字につくるものはできが
たきなりされば今日洋字に漢字をあつるもよく注意す
べきことにこそ地は天とおおしく説あり我邦にては地
に兩様あり一と泥土の堅りて國土と成れるものをいひ

一は地球をさして地といふざるを支那にては國土を指して地といへり此を以て見ると大同小異なり心をを用ふるべし剖判之初 剖判とはわかちわかつにて物の中より二つに分るゝをいふその分るゝ初といふはいまだ世界の分れざりしものが初めて分るゝときを指したるなり前に述べし如く開闢の初めといふにあへて異なることなしこれ草昧の世をいひたるなりいまひとつは日球地球の初めて分るゝときの意なり○天中所生之神名天中とは天の中にて即ち虚空の上に在りて高き所一名高天原といふ中にての義なり古事記には於高天原成神名とわれは證とすべし所生とはわれませるにて文字の如く始めて生れ出づる義なり神名とは生れ出でられた御神の御名といふなり高天原の中に生れ出で給ひし神

の御名をといふ意なり天何天何といへるものあれば皆高天原を天とさしていひたるにて天降といへば高天原より降るの義天傳日といへば高天原を傳ふる日といふ義天沼矛といへば高天原にてつくりし沼矛といふ義天香山といへば高天原に有りし香山といふ義天八十平發といへば高天原に有りしものにならひて作りし八十平發といふ義かくの如く天といへば高天原を稱してさしつかへることなしこれをもて天に日球及び高天原高く大なる原にて虚空のありて高き所を指すの二つあるをささるべし○曰天御中主神 天は高天原あり御之上接辭にて尊む義あり中は眞中の意主とは大人と同言にて能字期の切れるなりされば高天原の御眞中の主人にてまします神といふ意○次高皇產靈神 次とは天御中主

神に次ぎての意高は此神の威稜ミヤコの高く顯れたるをいふ
皇之御の借字にて上接辭の尊稱あり産之草のむすなど
いふ如く成るなり即ち造化といえんが如し古事記には
産巢ウツとかけり靈ヒをくしびありこのくしを省きてびといひ
たるなりそもそもくしびとは物のなみなみよりすぐれ
てをるをいふ事にて不可思議フカシギの義なり古事記には日の
字を借れりさて天御中主神に次ぎて高皇産靈神のわれ
ませりといふ義○古語多賀美武須比是皇親神留伎命
古語はふるきことばといふ意多賀美武須比とは高皇産
靈といふ訓の借字なり是は代名詞にて最も身に近き物
事に用ゐる語なり皇親スミタとは統べ知ります君の陸人チノヒトにて
皇祖ミヤノをいふ即ち天皇の御親族を申し奉るなり神とは上
の義か或は赫身カガミの約にてもあふんかそのかみを鼻聲の

二五九

んにうつしてかむんとなすは音便にてなすなり留伎を
祝詞或は宣命には呂伎とせりこれヲリルレロの羅行の
音の三五の轉なり伎は前に述べし如く男神の稱名なり
命とはみは御にて上接辭の尊稱なりことは所にてその
座す所をさす言なり今の殿閣下といふがごとし借字な
り高皇産靈神は是れ皇祖の神の男神と申す意あり○次
神皇産靈神 次は高皇産靈神に次ぎて生れませるなり
神は高にむかへてたたへ奉るなり皇産靈神とは前に述
べし説とおなじ○是皇親神留彌命 是皇親神の四字前
にどきしにおちじ留彌ルミの留は親愛の詞にて下接辭なり
羅行三五の轉にて魯彌ルミともいふ彌は前に述べし如く女
神の稱名なり命は前の如し神皇産靈神は是れ皇祖の神
の女神と申す意あり○此神子天兒屋命即中臣朝臣祖也

此神子と云神皇產靈神の子天兒屋命と此書に記されつ
 るは誤りなるべし伊勢本には次津速產靈神と大書し其
 下に小書にて此神子天兒屋命とあり日本書紀には津速
 產靈神の曾孫にして興台產靈尊の子天兒屋命とあり神
 代系圖には天兒屋根者津速產靈之神子然則此旨板爲正
 不舉神皇產靈者此專要在於中臣忌部二家嫡庶而已非脫
 文作神皇者誤とあり舊事紀には津速產靈尊千兒市魂尊
 兒興台產靈尊兒天兒屋命とあり姓氏錄には藤原朝臣出
 自津速魂命三世孫天兒屋命とありこれらの四書による
 にすべて津速產靈神とありければ此書の傳へききけるは
 誤なり天兒屋命の天は例の美稱兒屋は招き祖根の約な
 り命は御所ミヤあり即とは接續詞にてやがて直にの意にと
 るべし中臣朝臣の中臣と云神カミと皇スメラミコトとの中をとりのつね

みといふ意にて職掌よりつけたるなり朝臣と姓にて眞
 人の次なり初め連の姓なりしが天武天皇御宇に朝臣を
 給へり祖也とは先祖ぢやといふ意也は漢文には助辭に
 て柳宗元は決辭といはれき和文には助動詞の指定の辭
 なり津速產靈神の子天兒屋命はやかで中臣の朝臣の御
 先祖ぢやといふ意○扱此三神は造化の三神と呼びて此世
 界の造物者あり就中天御中主神は主宰の神にましまし
 て高皇產靈神皇產靈の二神と萬の物を産み出えし神な
 り即ち造り出えし神と申すあり而して高皇產靈神は陽
 神にましまし陽ヤミの事を掌れり神皇產靈神は陰神にまし
 まし陰カラの事を掌れりそと二神の御名にて明らかなりま
 た古事記には此三神と獨神成坐而隱身也とあれば現身ウツシ
 の神にはましまさねば男神女神と申せど現身にましま

すとと異なるなり且みみをかくしたまひきとあればあ
るひは神の顯アラハに出るものなどに對していそれたるにや
本居豐穎先生はかくしみしたまひきと訓むといかにや
といはれたりこれ參考に供すべし

其高皇產靈神所生之女名曰栲幡千千姫

命トイフ天祖天津彦チシツノ尊之母也

其高皇產靈神所生之女名 其と事物を中ナカラに呼ぶ代名
詞にて指示代名詞の稱あり高皇產靈神の義は前に述べ
たり所生とはうみませるにて古訓にてあれませるとい
ふなり女名とは御姫の御名といふべきなり即ち高皇產
靈神の産み給へる御姫の御名をいふ意○曰栲幡千千姫
栲カクまたたへともいふ古へ布類の稱なり多く穀カチの木の

皮にて織れる木綿ウツの布をいふ幡は借字にて縗ウツ或は服の
字に當れりこれ機ハタテにて織り成したるもの即ち織物なり
例へば千縗高縗倭文幡ハタテなどいふも織物の義なれば栲幡
に於てもたへの織物なり千千とは縮む意にて其織物の
ちぢみたるをいふちぢまするは緯ウツを紡ぎ經ウツを紡がすし
て織れるものちりとと姫は彦にむかへとなへたる辭に
て女子の稱名なり命は前に出せり此神機織ることを巧
に爲し給へるによりとなへたてまつりし御名なるべ
し故にみむすめの御名をたくはたちぢひめといふなり○
天祖天津彦尊之母也 天祖と天なる御祖オヤの義にて天孫
に對へて稱へたるなりさるを天照大御神をのみ天祖と
思ふと考への足らざる説にて吾勝尊より彦瀲尊までを
も天祖と申すなり天津の天は高天原にまします神にて

國土に對へて稱ふる美名なり津は天爾乎波のほの意にて國津風遠津祖の津の類なり彦之男子の稱名なり尊は御所にて命とかなん義あり上古神人の稱呼に添へて尊びいふ語書紀には至貴曰尊自餘曰命並訓美譽登とわれど古事記に之別なく皆命と記せり之は楊子法言に言之者物有所指事有所屬連續辭とあり我邦にて天爾波の關係を示す辭にて聊連續の辭の意味あるなり母也とは御母ぢやといふ意也の事は前に述べたり扱天ある御祖天の彦尊の御母ぢやといふ義あり

其男名曰天忍日命天忍日命 大伴宿禰祖也

其男名 其は指示代名詞なり男名は彦御子之名の義其彦御子之名をといふ意○曰天忍日命 天は例の美稱忍日と大し日の義日はくしびのびの意にて産靈の靈にかな

じきなり命と例の呼稱に添へて尊びいふ語天の忍日の命といふ意○大伴宿禰祖也 大伴は武官にて其率ある部卒の多かるより大伴といひしなり部は群の意にて一團になりたる部曲をいふ宿禰之姓にて朝臣の次ぎなり少兄スナエの約言にて王子を大兄オホニと稱するに對す古くは臣等を尊び親しみて稱へる稱なりしが後に之姓とされりけり祖也と御祖ぢやといふ意されば大伴宿禰の御先祖ぢやといふ義あり

又男名曰天太玉命天太玉命 大伴宿禰祖也

又男名 又は前に解けり男名は彦御子の名の意又高皇産靈神の彦御子の名をといふ義○曰天太玉命 天は例の美稱太玉は太玉フトタマツツ申を捧げ持ち奉り給ひし御行よりとなへ奉りたるあるべし命と例の尊稱故に天太玉命といふを

り○齋部宿禰祖也 齋部とは精心潔齋して仕へ奉る部
 曲といふ意あり元來忌部と書しを延暦廿二年三月忌部
 宿禰濱成といふ人始めて忌部を改めて齋部と爲すとあ
 れば以後之齋部なり以前は忌部なる事明かなりざるを
 本末の家とせるはいみじきひがことなり宿禰之前に述
 べたり初め忌部氏は首の姓なりしが天武天皇の御宇に
 連を賜はり又進みて宿禰の姓を賜はりたるなり祖也之
 御祖なりの義故に齋部宿禰の御祖なりといふ意

太玉命所率神名曰天日鷲命阿波國忌部祖也手置帆
 負命讀波國忌部祖也彦狹知命紀伊國忌部祖也櫛明玉命出雲國忌部祖也
 天目一箇命築紫伊勢兩國忌部祖也
 太玉命所率神名 太玉命は齋部の宿禰の祖あれば其部

曲の總領たること明かなりされば部曲の内の神々の神
 事に供する物を掌り給ふ忌部の神達を率ゐせむるにて
 其率ゐらるゝ神の御名をと次の文に接するなり○天日
 鷲命 天は例の美稱日之靈クシヒの義鷲之最も強く猛き鳥に
 て鳥類中王と呼ばれるものなりさて此鳥の羽をもて矢
 を作りつらんか矢之矢竹にて幹を作り本に鷲或之鷹の
 羽三片を着け末に鏃をつく長さは己が手にて十二束な
 るを法とすどさすれば此處も矢竹の幹に鷲の羽をつく
 りつけしならん尊は例の尊稱なり此日鷲命は御行のか
 くありしよりなづけたる御名なるべし○阿波國忌部祖
 也 神名帳に阿波國麻殖郡忌部神社或號麻殖神亦號天
 日鷲神とありされと土地の古き記録にくさぐさの説
 わりくくだしければ擧げず今日に於ては徳島市大道

通勢見山上に齋き祭り國幣中社の格を持ち奉りて鎮座
 せしますこれ阿波國忌部の部曲の御祖なり○手置帆負
 命 手を置きて尋ヒを負ふの意にて手を下して寸尺をど
 りまた手を廣げて丈尺をよかることをなし給へる御行
 よりして御名となへたるなるべし命之例の尊稱○讚
 岐國忌部祖也 忌部の部曲のありしならんが詳に物に
 見えざれば知りがたしこれ讚岐國忌部の部曲の祖なり
 ○彦狹知命 彦之男子の稱名狹知と之度量知サシの義にて
 物をはかり知りますなり此神も御行より御名に負へる
 なるべし命は例の尊稱あり○紀伊國忌部祖也 紀伊國に
 盾縫神社といふありこれ彦狹知命をまつりしなりとさ
 れば紀伊國の忌部の部曲の祖なりとぞ○櫛明玉命 櫛
 之借字にて鹽の義明玉とはあきらかにうららかなる玉

といふにてこれも御行より稱へて御名とせしからん命
 は例の尊稱故にくしびに光のうららかなる玉と玉の製よ
 り稱したるなり○出雲國忌部玉作祖也 出雲國の何處
 に忌部の居住ありしか詳からずされど其出雲國の忌部
 の部曲は玉を製造する部曲と見えて玉作の御祖なりと
 また周防國に玉祖神社ありこれも櫛明玉命をまつりし
 なるべし○天目一箇命 天は例の美稱目一箇とは眼の
 壹箇ましませしより其御身体につきてとなへたる御名
 なり命之例の尊稱なり○筑紫伊勢兩國忌部祖也 筑紫
 伊勢兩國に忌部の部曲のありつらんなれども其所在詳
 ならずともかくも兩國の忌部の御祖あることは明らか
 ならん○扱太玉命の率給へる神々の職掌はといふ第
 一に矢羽を作る神のましまし第二に咫尋を知ります神

のましまし第三に度量を知ります神のましまし第四に玉を
作る神のましまし第五に物を鍛ふ神のましませしなり
かくの如き行能を持てる神を率ゐませしなり

於是素菱鳴神欲奉辭日神大神昇天之時櫛

明玉命奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉素菱鳴

神受之轉奉日神仍共約誓即感其玉生天

祖吾勝尊是以天照大神盲吾勝尊特甚鍾

愛常懷腋下稱曰腋子今俗說三稚子一謂二和

鳴神之神字延
本作尊
腋字帝王編年
紀作接之字

於是は熟語副詞にて此處にの義をもてあらはるゝか
り此語前文の根國に退り去るべしを受けてまた下の文
を引き起すものなり○素菱鳴神の名義前に出せり○
欲奉辭日神 奉辭は文字の如く辭を奉らむとの意にて

古訓ものものさんどあるとおなじ即ち言語を交へたい
といふ意日神は天照大神にましますなり故に素菱鳴神
の天照大神にもものまをさんどねもふの義あり○天照大
神 高天原にましまして四方の宇内に照り輝き給ふ大
神の意あり天之例の美稱照すとは規則動詞第一類從來
佐行活用變化にて他動詞なり光を物に與へ映す義なり照
るといへる自動詞にて光り映る義あり大神とは神の中
にてもいと威徳のましますより大神ととなへ奉りしき
り○瑞八坂瓊之曲玉 瑞は玉のうるはしくみづみづし
きをいふ美稱八坂は彌真明マコトの義瓊ハ玉の美麗にくしび
なるをいふ沼矛の沼とおきじさなり曲玉ハ曲りたる玉
をいふこれ玉のうるはしくみづみづしくいやかうへに
も真明に輝さくしびなる曲り玉といふ義なり其曲玉の

用法及び各地に散見する所の説を下に擧ぐべし
 谷壬生氏之説には夫今世に遺存せる古物の用法を採知して其當時にありての人智の進度を察するは人類學者の無用とせざる處ならむいでや爰に其一事を云ひ試みてむ吾日本國の往古にして多くこれを用ゐたりと見えて今世之れを得るに難からざるも其用法の明らかからざるものは曲玉なりとすただしこれを往古の日本人が身軀の裝飾にしたるものなりとは古來の相傳と先覺者の研究とによりて知られたれば其用法の一斑は窺ひ得たるなりさて傳按するにいにしへこれを手玉足玉と唱へ男も用ゐたるべけれど多分は女にして其身軀を裝飾したるものとせるは異論無かるべきを曲玉の物たるその異形なるは甚だ怪しむべきものならずやざるは古人が

魚の形を摸して作れるなりと云ふ説もありて何か據る所ありての事なりとはおぼしきなり古人にしてもしざるかたより出たるしわざありとせばかかる雅致あるものを造りたるまことに賞すべし然れども又よく思へば之れに隨伴せる用物なる圓玉管玉の無雅なるは何事ぞ曲玉の奇にして妙なるに之似もつかざるものなりといふべし此三玉は一連にして用ゐる物あるからは當時の人智未だ開らけざりしとするも其一つにはたくみにして相伴ふ二つに之しからずとするの理なし依て己はこれに一事の用法ありて然るなりと考へたりざるは外の事にて無く手玉足玉は其音を賞美するものなりと云へる其用法より出たるなりとは思はる神代紀下卷なる彦火瓊々杵尊降到之時木花開耶姬の機織を見玉ふ處に

起^ニ入尋殿^一而手玉玲瓏^{モユラ}織^ニ絛^一之少女者とあるを宣長の記傳七に母由良と緒に貫る玉どもの動きて相觸つゝ鳴るさまをいふ御誓の段に奴那登母母由良にとあるを誓紀に素戔鳴尊の轆^ニ纏^一然解其左髻所纏五百箇統之瓊綸^ニ而瓊響^一瑳々云々訓注に瓊響瑳々此云奴難等母母由羅爾とあり奴難等は即ち瓊の音なり又手玉玲瓏織綸とある瑳々も玲瓏も字書に玉聲也と注せりとあるにて手玉の類は相觸れ鳴るを要するものある事と明らかかなり萬葉集には手爾卷流玉毛湯良羅爾又玉響^{モユラ}とあり袁^{モユラ}天^{モユラ}皇の大御歌に豆奴由良久ともわれればただゆらともゆらゆらともゆらくとも云ひたりと聞ゆ後世に最多^{イタダク}角^{カク}數^ス珠^スといふがあるも其いらはゆらの轉音あるにておしもみて音の高さゆゑの名ならむと思はるゝなど考へ合すべしさて其手玉

足玉とし或は首玉としたるものは即ち今時に見る處の曲玉及び圓玉管玉なる事は又云ふまでもなかるべし此玉どもは緒に通じて輪になし手足等に掛くれば垂れさがり動くにつれて回轉すべくさらば一方の緒の玉と今一方の緒の玉と相觸れて鳴るべしかくて然か鳴らすに其玉の幾箇かの間に曲玉のやうに突出したる形ちに作りたるものを入れてそれが緒を心にして廻るより他の玉と相觸るゝを要すべきなりされば其突出せる處の振り動きて他の玉にあたる力を強からしむる爲には規線狀の撓^{カク}みをも持たせざる可らざるなりこれらの用意あるのみならず三玉ども其緒を通す孔^{アナ}は圓錐狀にして一方は小さく一方は大きしこれ玉の緒に接する處を少くして相觸るゝ時の音を高からしむる爲ありと知ら

れて古人の工夫の精密なるに驚かるとなり然るには或説に大古には玉などに穴を穿つにも便利なる刀器無ければ先き細くして本の太き錐やうの物にて穿てる故なりといへれど曲玉類のすべてにつきて見れば細工はややたくみなるかたにてさばかりに刀錐などの備はらざる時の手際とはおもはれざるなりされば己が考への如くにて曲玉といふ物が吾神代よりありしとせば少なくとも二千年あまり昔なる人智の進度を見るに足るべしさてもそれを裝飾とし鳴音を賞するものとして人の手ならずものなるからに死後其人の亡骸を葬るとき共に墓地に埋みたるならむ後には沿革して身分ある人の死したる時はあらたに造り葬具の一つにしたるをといろくの事情ありて今古墳より出るものも多きなるべし

し已上はわしあての考へなれども此物の用法を説きたるものを見ざるからしひてもものして吾日本國人の智のちやくより開らけたりしはかくもありしといふ事を同志に計るとてかくなむざるを坪井正五郎氏の申さるゝには凡そ太古の有様を考ふるに現今未開國の様子を探ぬるのが肝要でござります曲玉の如きも未開國人の裝飾品と比ぶるときは其形の因て起る所が推知さるゝに至ります未開國には獸類の爪牙を以て裝飾殊に頸部の裝飾とする事が行はれて太き根の方に孔を穿ち他の裝飾品と連ねる事がござります又所によりては金屬をもて是等を模造する事もござります夫故に私は本邦にも太古爪牙及び其模造品を連ねて裝飾とする風が有り後に模造品の方が美しき故夫計り連ねる事も起りて金

の曲玉石の曲玉、硝子の曲玉、土の曲玉、杯が出来たのと思ひます。曲玉の突出が他の玉に觸れて音を發する役に立つといふ事も有るに之有るでござりませうが音を發する爲に撓みを持たせたと信ずる事が出来ません。又圓錐狀の孔に付き御説が有りますが玉を多く連ぬれば重みをもて糸が自然に撓むものですから假令玉と玉とを觸れ合せる事が必用で有るとして彼様な用意に之及びぬ譯てござります。私は曲玉時代の玉工の表面を琢磨する事は巧みて有たが孔を穿つ事は拙で有たと考へます。といはれたるをもて考ふるに曲玉の用之裝飾にあり音を發さするといふ説は強説なりとす。扱て各地に其曲玉の散見せし事は淡尾氏の説によれば曲玉と我邦古物中の最も著明なる者にして内地諸國に之大抵皆之れ有り

恐く之有らざる所なかるべしと思量す。沖繩の如きは以前より琉球曲玉と稱し一種偉大の曲玉を出す事なれば之れ有るに相違おしと思ひたりしに委敷承れば所謂琉球曲玉は薩摩の大島より出る者にて實際沖繩より出ると之あらずとの事なれば斯くては沖繩に曲玉の有無未だ定かならずと再案中沖繩に在留せし人在留中に沖繩各島中より収め得たるなりとて東京に齎らせしを借受けて過般の會に於て展閱に供したれば其節實見せられたる各位は沖繩に曲玉のあることを確に承知せられたることと信ず其形質をいへば石と硝子との二種あるが石質の方は内地に在る者に異ならず殊に近頃福岡縣より出る者に類似せり。硝子質の者之形稍小さく一種異様の趣あり色は白色、灰色、綠色、藍色等數種あり之れを要する

に此硝子質の小曲玉は沖繩特有の物として見るべきに似たり北海道より未だ嘗て曲玉の出たる確説を聞かず但し養虫老人の説に青森邊の商人が蝦夷地より出たる曲玉なりとて嚮く者あるを見たり其言ふ所固より信すべからず只其曲玉内地の品と孔の形少しく趣を異にしたれば詐に非ざるやも計れずといへり其他養虫老人が津輕の瓶ヶ岡にて自ら掘出したりとて二種の曲玉を贈れり其一之質は蠟石にて形少し尋常に異なり其二之質は白色瑪瑙なるが形少し異なるのみならず緒通の孔なし半成にして未だ孔を穿たざる者と見へたり抑も瓶ヶ岡は土器石器等蝦夷の古物を掘出す事多くして蝦夷の古蹟たること論を俟たずして明白なる所なるに今此曲玉の出たるを頗る意外の事なりとす斯くては古の

蝦夷も曲玉を用ゐしやも計り難し就ては北海道より曲玉の出る事なしとも云ふ可らず朝鮮國に於ては曲玉を掘出すことありと見へ現に東京上野の博物館に彼國慶尙道の慶州並に金城より掘出せる曲玉を陳列せられたれば公衆の既に知る所なるべし乍去慶尙道之新羅の古地にして昔時我邦人の該國に在留せる者も多かりし事なれば我邦人の墳墓も多くありて其墳墓より出たる者なるやも知る可らず斯く疑を容れて見るときは該國より出たればとて彼邦人が用ゐたる證とは爲かたからむ支那にて或る苗族の人民中に曲玉を有する者ありとは外國人某氏の説たる由兼て傳聞する所なれども未だ其要領を得ざれば猝かに信じかたし近頃長崎の商人支那に販賣し曲玉を購ひ歸りたる者あるよし大坂人の話にき

きけりしが是亦信を措き難し假に此話を信すべき者と
 するも其曲玉は元來我邦の物にて前に支那商人が持去
 りしを再び購ひ返せし者なるやも知るべからず又更に
 疑へば支那人が巧に模造せし者あるやも知るべからず
 必竟皆未だ信すべからざるなり歐米諸國に遊びて歸り
 たる人の話に往々某國某所の博物館に於て曲玉あるを
 見たりと云ふいふ人あれども儘に曲玉ありや將類似の
 品にて非ざりしやを問返せば其答まま明瞭ならず或は
 曲玉に相違なしといふ者あるも其曲玉を我邦より持去
 りたるにて非ざる歟出所を明かにすることを得たりや
 を再問すれば夫までの處を穿鑿せざりしとこのことにて
 今に至るまで歐米諸國に曲玉の有りや無しやを確知する
 ことを得ず歐米圖書中に論及するものあらん(初雄云)

坪井氏調査中なりとぞ右の外なは疑ふべきは石質に關
 するの一事なり曲玉の石質數種あるが中に翡翠及び珉
 玕と稱する者あり綠色にして半透明ある美石あり此物
 從來未だ我邦に産するを聞かず搜索至らず偶々其産
 地を發見せざる歟將古は産して今の産せざる歟若くば
 古之外國産の石を輸入して曲玉を造りたるにはあらざ
 る歟若くは外國にて造りたる曲玉を輸入したるにて非
 る歟皆甚だ疑ふべき所なりとす翡翠と方今支那より輸
 入する者多し或は西域の産なり或は云ふ緬甸の産なり
 といまだ孰れか是なるを知らず金石家の説にて翡翠と
 珉玕とは小異あるが如しと雖も同物異相に過ぎず洋名
 クリソプラスと稱し瑪瑙の屬あるがニツケルを含むか
 爲に綠色を發するなりといへり初雄云ふかくの如く諸

處に發見すといへとも此曲玉たるもの本邦殊有の物にて石質を論せずとも皆外國にあるものは傳佳品と稱すべしまた曲玉になす石材之甚だ少くして需用多き爲に其石材を掘り盡して古之産せしかど今之産せざりしこと一見てもよからんかし

○素戔鳴尊受之轉奉日神 素戔鳴尊名義前に出せりの瑞八坂瓊之曲玉古事記に八尺句總之五百津之御須麻疏之珠とありたり此名義之古事記勝義にとくべしを櫛明玉命より受け給ひて轉じて天照大神に奉り玉ヲハシ畢といふ意なり○仍共約誓 仍は接續詞にてそれ因りての意なり共に素戔鳴尊と天照大神と共にの義約誓は文字の如く誓約をすることなりまた盟ムスふことの義また神に誓ひて祈る事を驗すことの義ともなるまた單に祈る

こと或はトふことゝもなるものなり故にそれによりて素戔鳴神と天照大神と共に盟ひ給ふの意なり○即威其玉 即之接續詞にてそこでやかての義其玉とは八坂瓊之曲玉をいふ感とは古訓めでといふこれ褒め出づの畧にて好しと思ひいつくしむとかり音のかんずといふも情を動かすとか深く心に徹トスるとかの意をなすなり故にやがて八坂瓊之曲玉に情を動かしてといふ義なり○生天祖吾勝尊 天祖は前に出せり吾勝之素戔鳴神の天照大神と誓約爲し給ひて其れに勝ち給ひしより正哉吾勝とのたまひし故に御名に負へるあり尊とは前に出せり故に天祖なる吾勝の尊を生みましたといふ義○是以天照大神 是以は熟語副詞にてこうゆうことをもての義天照大神は名義前に出せりこうゆうことをもて天照

大神はといふ意○旨吾勝尊 天照大神の吾勝尊を養育し給ひといふ義○特甚鍾愛 特は副詞にて別してとか取り分けてとかとくべし甚だ之副詞にていたくとか大いにと釋すべし鍾愛ととめでいつくしむとあり鍾之愛を我身に聚むる義あり故に取り分け大いにめでいつくしむといふ意○常懷腋下稱曰腋子 常は副詞にていつもとかふだんとかいふ腋下は手の本の側をいふ即ち側の下なり腋子之側の下に懐く子といふ義故にいつも側の下に懐き給ふによりてとなへて腋子と申すとぞ○今俗號稚子謂和可古是其轉語也 今俗と之齋部宿禰廣成の世の俗にといふことなり稚子とは赤子とおなじくちのみごをいふ和可古とは稚子の訓をいひたるなり稚之國稚の稚にて此字の形容詞はわかしかわかきわかかけれわかくわか

くと第一類に變化す其語根のわかに子と云ふ名詞を連ねて熟語名詞となす故に稚子をわかことはいふなり是其轉語也稚子を和可古といふは是れ其腋子といふべきの語の轉りたるなりと廣成宿禰はいとれき○此段は此書之簡單にて古事記と大に異なりそは詳に古事記講義にぞくをみてささるべし

凌字編年紀作
毀字無本作放

祓詞之下古本
有是字

其後素戔鳴神奉爲日神行甚無狀種種凌侮所謂毀畔古語久埋溝古語美放繩古語斐重播古語志刺串古語久生剝逆剝尿戶如此天罪者素戔鳴

其後素戔鳴神 其後と之約誓し給ひてより後といとん

○古語考

がごとし即ち盟を爲し給ひて御子を生み給ふ後素戔嗚神はといふ意(素戔嗚神の名義前に出せり)○奉爲日神天照大神に對し奉りといふ義○行甚無狀 無狀とは文字の如く狀のなきをいふ即ち行狀の正しからざるをいふなり古訓あぢきなしといふ(前にとくを見合すべし)今素戔嗚神の天照大神に對し奉り行狀のさつう正しからざるをいふなり○種々凌侮 種々とは古訓くさぐさといふ即ちあせをこぼちみぞをうめひをはなちたねをまきくしをさしくそまり等のいろいろをさして種々といふ凌侮とはあなどりれかす義にて侵し行くをいふ故に種々の事をあしあなどりおかし給ふ義○所謂 とは言は被^レの分詞法にて世に言はるるとか常に言ふとかの義○段畔古語阿波那知 畔^ハ之田の中に長く土を盛りて界と

するあせありまたくろといふそのあせを毀ちたるなり即ち田にある稻をからし或は腐らするあり元來あせは田に水なきときは水を注ぎ入れて田面に湛へそれを塞きとめまたは水の多きときは溝に流し下す等の要あるものなりそを毀ちたるはあしき御行あり○溝埋古語美曾宇女 溝^ハ水^ハ狭^クの義か或云水^ハ裾^ハの畧かとこれ地を細長く掘りて水を通ずる處なり堀より狭きにいひ田間なごにいひ人家の間あるにもいふせせなきまたごぶともいふなりその溝を埋たるなり即ち田畝の便に供する溝を埋めて害を蒙らしめたるあしき御行あり○放種古語斐波那知 種^ハ放^ル意か決水の意より轉用す蓋し木通の二合和字なりまたごといふ竹木等の方圓の長さ管にて水を遠きに導き遣るに用ゐるなり此處の種^ハ恐ら

く七械の借字ならん械はいひともいひひのくちともいふ
 その械之池にまれば堤にまれば常は厚き板にて塞き止め置
 きて一朝用あるときはそこを開きて需用に供するあり
 これ水利の灌漑に便にすざるを放ちては田には水のみ
 なぎり溢らしめまた塞き止むる用を欠くなり故に樋を
 放ちたるはあしき御行なり○重播古語志伎麻伎 重と
 は頻きの借字にて度重なる義此類を活すときは規則動
 詞第一類のル、ル、レ、ラ、リ、レの變化となるなり例へて雪折
 れの聲しきるなりとあるしきるも度度の意なり播とさ
 種子を田畝に蒔くをいふされば種を田畠に度重ねて蒔
 きたるなりこれ萌え出でんとするときにまた蒔く故に
 先きの種子に害を興へるありかくするより萌え出で熟
 さざるなり故に種子と重き播くをあしき御行なり○刺

申古語久志佐志 申は鉄竹などにて作れる細く箸の

如きもの魚肉果などを貫きて炙り又は乾すなどに用ゐ
 るものなりその申を刺すと田の中に申を刺入れ下百
 姓の足裏をなやまするためにせしかり即ち田中に入る
 事をあさしめざるなり故に田中に申を刺すはあしき御
 行なり○生剝 とは生きたる獸の皮を肉より剝ぎとる
 ことなり○逆剝 とは生きたる獸の皮を逆の下より
 上にと剝ぎゆくあり故に生きたる獸の皮を逆にはぎた
 るの義○尿戸 とは尿放の義にて古事記にくそまりと
 あると同義あり此いきはぎさかえぎくそまりとと
 もにあしき御行なり○如此天罪者 如此と熟語副詞に
 てこのやうかと解すべし天罪は國罪にむかへて高天原
 にて犯せし罪をいふ故に素戔嗚神のこのやうか八の行

を高天原にて犯せし罪とこの意○當日神耕種之節とは天照大神の田を耕作して種子を蒔くときにわたるの節をいふ即ち素戔嗚神の天照大神の田を耕し種子を播くに當るの節にこの義○竊往其田刺串相争 竊とは副詞にてしのびやかに、こつそりとないしようにての意の内にてとくべし其は指示代名詞にて耕作播種せる田をさすなり刺串と本文に既にいへり相争の傳説と非なり古事記書紀にも見えされば非なりといへる人われど余は此書他書に漏れつるを拾ふの趣意に基き此説ありしならんと思はれけれども相争の文字おだやかからざれば傳説を非とす故にこつそりと天照大神の耕し種をまきたる田に往きて串を刺し田中に入らざるやうに害を與へしかり○重播種子毀畔埋溝放種 とは本文に舉

つれば略しつ○當新嘗之日 新嘗と本年熟したる新穀を天皇陛下諸神にすすめまひらせ又御親も嘗させ給ふをいふ此處之天照大神の本年熟したる新穀を聞食さるゝにあたるの日はの義○以尿塗戸 此處も廣成の説之如何ならむ古事記日本紀は勿論此説なしいま暫く尿放の義に解きてよからん○當織室之時 織室とは織物をする室をいふ即ち機殿なりされば天照大神の機殿にましまして織物を織るにあたるの時にこの意あり古事記には坐忌服屋而令織神御衣之時とあれば其意明かあり○逆剝生駒以投室内 とは生きたる馬を逆に剝きてもて機殿の内に投げ入れし給へりといふ意古事記には穿其服屋之頂逆剝天斑馬剝而所墮入時とあれば同義なり○此天罪者今中祓臣詞也 此は指示代名詞にて近きも

のの稱名なり故に以上の天津罪之今中臣氏の大祓詞なりとさるを祓としいへば中臣祓といふは中臣祓詞といふべきの省略ならんこれ大祓の時に中臣氏の祭文を讀み上ぐるより起れるなり祓のわざは卜部氏の職掌にて祓のことばは中臣氏の職掌なり○蠶織之源起於神代也蠶は養蠶の義本名こなり古名吳のみみすとも云ふ元舶來ものか野生に無し常に人家に養ひて繭より絹絲を取るものあり織は機にて絲を經緯に組みつらぬことなり此人家に養ひて繭より絹絲をとり機にて絲を經緯にくみつらぬる所業源根源之神津御代より起れりさと廣成宿稱の殊にことわられたるなりこれ機殿のことある故なり○此段古事記をみて能く考へわきまふべし

于時天照大神赫怒入于天石窟閉磐戸而

幽居焉爾乃六合常闇晝夜不分群神愁迷
手足罔措凡厥庶事燎燭而辨

于時天照大神赫怒 赫怒とわわかくちりて怒る貌なり 詩經に赫如_二渥赭_一又怒意也とありまた同書に王赫斯怒_一又赫赫早氣也とありまた同書に赫々炎々又盛也とありまた赫々明々又赫戲光明貌とありもて盛に怒るまとなり故に素戔鳴神のあしき行狀を爲し給ふ時に天照大神の盛に怒り給ふての義○入于天石窟 天之例の美稱石窟は巖を穿ちて作れる住所即ち穴居なり其穴居に入り給しなり○閉磐戸 とち穴居の堅き戸を閉ぢ塞きてといふ意○而幽居焉 而之漢文の連續辭なり和文の天爾波なり事終ちりて次にうつるときに用ゐるなり幽居とは

かくれすまふなり古事記にハ刺許母理坐也とあるとおなじきなり焉之漢文にて文の終りにあるときは決辭なりまた副詞に和文に用ゐるときは疑辭とあるなり此處は穴居の戸を塞きてこもりたまふの義○爾乃六合常闇爾之此くしてとかさうしてとかとくべし乃は則或は即に同じき義なり爾は接續詞にて乃は副詞あり六合之天地四方を合せていふ稱なり常闇之とこやみにしてとも訓むべしつねにくらさの義あり故にさうしてこそ天地四方のつねにくらくありてといふ意○晝夜不分 晝と夜とを分別する能はずとの義○群神愁迷手足罔措 群神之多くの神にて數多の神の愁ひ眉をひそめまよひて手足のおさどころもなしと心をなやまされたるなり○凡厥庶事 凡は副詞にておほよそたいがいとの義厥は爾雅に其也とあ

り指示代名詞あり庶事之衆庶の事とおなじくさまさまのことをいふ故にたいがい其のさまさまのこととの義なり○燎燭而辨 とはともしびをともしてさまさまのことをわきまへ便じたまふだといふ意なりこれ日光無き故に燭を借りて事を便じたるありけり

高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方

高皇產靈神之前に名義を出しつ○會八十萬神於天八湍河原 と八十萬神とを只多くの神といふんがごとし必ず八十萬の數多の神といふにあらす古事記には八百萬とあれどもこれまた多くの神の義にて數をいひたるにあらすとれなじことあり天八湍河原の天は美稱八湍

の河の河原といふなりこれ高天原にある川の名あり古
 事記にて天安川原とあり同義なり會とを寄せ集むるな
 り此語自動詞あれば規則第一類に變化してつとふつと
 ふつとへつとこつとひつとへとなるが他動詞なれば
 規則第二類變化となりてつとふつとふるつとふれつと
 へつとへつとへよとなるなり此處に産靈神のつとへしむるこ
 ころなれば他動詞となるありさて高皇産靈神の多くの
 神達を天八湍河原に呼び集めてといふ意古事記には八
 百萬神於天安河原神集集而とあるは此書にあるとを自
 他動の別あるなり彼書は自動にて群神のおのもれのも
 つとひにつとひたるあり此書は他動にて群神を寄せつ
 とへたるなりこれも傳説のあやまりたるにや暫く古事
 記の方に従ふべし○議奉謝之方 群神のつとふるもの

が素戔鳴神の天罪を天照大神に對し御謝の方法を評議
 し給ふといふ意これ天照大神の御赫怒ましますをもて
 いかにもしてやえらげ奉らんと思ふより其謝辞の方法
 をとかりしかり

爰思兼神コロニ オモヒ カチノ カミ 深思遠慮フカク オモヒ トホク ハカリテ 議日ギシツ イムク 宣令ヨコシラフ 太玉神オホノ カミナ 率諸シラセ

部神カミナ 造和幣コシテツツラシムス

爰思兼神 爰之副詞にて此場合にととくべし思兼神は
 智識の勝れて智を一人にてとり給ひ多くの神達の思慮
 を一人にて兼ね備へ給ふよりの御名あるべし故に此場
 合に於て思兼神と下文を振起せしかり○深思遠慮議日
 思兼神の深く思ひ考へ遠く慮り廻して議していふに
 この意これ思兼神の丁寧に事を取扱ひて淺慮をささぐ

天日鷲神之下
古印本以造木
綿之四字有日
下氏云是係後
人接不可從

る有様をいひたるなりり○宜令太玉命率諸部神造和幣
太玉神の名義は既に述べたり諸部神とともるものを
の神にて諸々の部曲の神達をいふ和幣は和幣の約言を
り専ら幣に用ゐる布なり幣束また御幣ともみてぐらと
もいふ(考)の事は袴幡千々姫の條にとけり見合すべし(保
敬考には非偏幣帛一物也とわれば此處之凡て神に奉る
物をいひたるなり故に思兼神日神の御憤怒をさそやか
に爲し給はんことを議りていこるゝによろしく太玉
神の総轄なし爲し給へる諸々の部曲の神達を率ゐ給ひ
て神に供する幣帛はさらきり其他の物にても製造せし
むべしと議定せられき

仍令石凝姥神カニシノイシノイモメノカミ取天香山銅以鑄日
像之鏡令長白羽神ノカカミツツラシメナガシラハカミ種麻以

爲青和幣アチニシヤナラシメ令天日鷲神以津咋見神アノヒノカミ殖
穀木種以作白和幣コメノキノタネヲシテシラハカミ

仍令石凝姥神 仍之故の借字にて接續詞なりかかれは
又は此の故にの義にとくべし石凝姥神とは鏡重老女の
義なり重をしこりといふと前にも述べし如く顕きを變
化せばしきるしきるしきれしきらしきりしきれとあり
て度重なる義をあらはす其しきるの辞のしこるとなり
たるは加行の二五の轉なり例へば木の葉をこのはとい
ひ黄金をこがねといふが如しまた重なる義にてしこる
とよまれたる歌あり万葉集十二に思咲八更々思跡理來
目八面とあるにてしられたり姥は戸邊戸自とかなしく
女の稱名なり扱此書によるに初度所鑄少不合意次度所

七十一
鑄其狀美麗とあれば初後二面を鑄たるありされバ鏡を
鑄造さるゝに再度までなし給ひしより鑄重といふて御
名にとあへたるなるべし故にのかれば石凝姥神にはといふ
意○天糠戸命之子鏡作遠祖也 天は美稱糠は額カサの借字
ならんか戸はかど入口などいひてそとの義か命は例の
尊稱なりされば此神の頭は額の外に向ひたれば天目一
箇神とおなじく御身体よりして御名にとなへたりしを
らんか猶よく考ふべし鏡作遠祖也とは鏡を鑄造する部
曲の遠き御先祖ぢやといふきり故に石凝姥神と天糠戸
命の御子にましまして鏡を作るものゝ遠き先祖ぢやと
いふ義○取天香山之銅 天香山とは高天原にある香山
をいふ銅はあかがねにあらす鉄あり古事記に鐵とわれ
ばみれによるべしされば高天原にある香山といふ山に

ある鐵を堀り取りてといふ意○鑄日像之鏡 日像とて
天照大神の日の神の御像といふなり即ち日の光りの如
く照り輝き明かある鏡を鑄造せしめしといふ義古事記
にも日神の御光を圖し造れるやうに書かれたりまた日
本書紀にも圖造彼神之像ともあり末書なれども神皇正
統記に神勅あきらかにして詞約かにひねひろし剩神器
にあらはしたまへりいとかたじけなき事にや中にも鏡
を本とし宗廟の正体とあふかれ給ふ云々またまさ
しく御影をうつし給ひしかばふかき御心をとめ給ひ
けんかしたあるをもても日の神の如くてりかがやきた
るさまをうつし造れるにて日像を圖して造れるにはあ
らず○令長白羽神 長は布帛の長さを形容せる語白羽
は色の白き布帛といふ義故に長さ白き布帛を作り給へ

りし御行より御名にとなへたるなるべし○伊勢國麻績
 祖 神名帳に伊勢國多氣郡に麻績神社ありこれ長白羽
 神を齋き祭りし所なるべしまた和名抄に伊勢國多氣郡
 に麻績の郷あり古へ麻を績みて荒妙を作りたる部曲あ
 りしとされば長白羽神は麻績の祖即ち先祖なりと云ふ
 義○今俗衣服謂之白羽此縁也 廣成の生存中の世俗に
 て衣服を白羽といふはこれ所以ある事ぢや即ち白き布
 帛といふにて衣服ともなるべければ白羽といひたるに
 てこれをここのもとなりける○種麻以爲青和幣、和幣
 古語爾伎氏といひて爾伎は和の義氏は夕への約言にて
 布帛の類の總稱なり夕へは袴の字に當り名義の事は既
 に袴幡千々姫の條に述べたり其和布帛の色の青さより
 青和幣といひたるなりされば麻を種てもて青き和布帛を

爲らしめしなり○今天日鷲神・名義既に述べたり○以
 津昨見神 津は集ふの義船などの泊り集る處なり昨は
 食ひの義此處は噛みて吞むの意にあらず銜へ含むの意
 なり見は績の省言か或は紡ぐの義か績とすれば長く合
 はせて繕る事紡とすれば引きながめて繕とする事なり
 されば繭を^{カヒ}集めて銜へ含みて引きながめて繕となしま
 た長く合はせて繕る事をさし織物の材料を製りし神さ
 れば其御行より御名にとなへたるなるべし古へは繭の
 繭を作りたるを口に銜へ含みて繕をとりにたる風俗もの
 にみえければ此神の御名によりて其風俗をうかかふこ
 とを得べし今は繭を鍋に入れ煮て繕をとるとぞ故に天
 日鷲神の津昨見神を以てといふ意以ては率ゐるとおな
 じきなり○殖穀木種 穀とは樹の名楮と同種なり高き

穀與楮非同物
 同種也

丈餘枝條婆娑たり葉一尺許五つに分れて葡萄の葉の如くにして澁毛あり邊に鋸齒ありて對生す花も實も楮に同じくして大し亦紙を作る事楮と異なる事なし此穀の木の種類を殖てといふ意○以作白和幣 和幣は前に出せりこれ穀の木をもて作れる布帛の色の白き故に白和幣といひたるなり其白和幣を作らしめしといふ意○是木綿也 木綿とは穀楮の纖維にて製せし布又は紙の名をいふざるを木綿はもと杜仲(和名抄にハヒマユミとあり)の一名にて穀には非れども古く誤りて之を用る來れるありといはれたるはよりがたし如何んとなれば木綿は穀の名にあらざることを勿論なり其木綿の二名をこひまゆみとせらるゝはよりとよろかし元來杜仲はまききに同じく古名をこひまゆみといふ樹の高さ二三丈葉を櫛にして

鋸齒あり互生し厚くして光り深綠色冬凋ます春葉の間に枝を分ちて花を開くにしきぎの花に似たり實圓く大さ南天の如く秋熟して淡紫色なり自ら四つに裂けて赤肉現これ肉中に核あるものあり此樹を木綿の一名とすれば下文に掘天香山之五百箇眞賢木而上技懸玉中枝懸鏡下懸枝青和幣白和幣といふに背けりそは眞賢木に眞賢木を懸くる事やはあるさればはこひまゆみを木綿の一名とせるよりがたし故に穀楮の纖維にて製せし布帛なりといふ意○已上二物一夜蕃茂也 已上の二物とは麻と穀とをさすなり一夜とは一夜をいふにあらす此時既に暗黒にて晝夜の分別なき時されば殆んど一夜位の中にといふ義なり蕃茂は繁茂とかきしくはびこり茂るなり故に上にあげたる麻穀の二物は一夜位の中には

びこり茂りたるなりといふ意

令天羽槌雄神祖也織文布令天棚機姫神

織神衣所謂和衣令櫛明玉神作八坂瓊五百

箇御統玉

天羽槌雄神 天は美稱羽之布帛の義槌の津は天爾波の津にて乃の意知之男の尊稱雄は男子の稱名なりされば此神は布帛を掌りし男神にましますせば御行の御名におへるなるべし○倭文遠祖也 倭文と云しつかりの約言なりまた畧してしづとのみもいふしづと沈の義ありといふ或云ふ線の轉なりと此方なるべし古への織物の名袴麻苧等其緯を青赤などに染めて亂れたるやうの文に織りなすものといふ其倭文の遠き先祖といふ意○織

文布 文布はあやぬのにてしづしづかりしづりしどりしづはたといふ語とおなじきありされば亂れたるやうの文に織りあすものを織らしめしといふ意○令天棚機姫神 天之美稱棚機とは繪具の其構へに棚あればいふ機といふに同じ機とはたもの畧言にて布帛を織る器械經絲を亘し緯絲をどはして織るもの姫は彦にむかへていひたるにて女子の稱名なり此神機によりて神衣を織りたれば其御行より御名におへるなるべし○織神衣 神衣とは和さ布帛の義にて日神に奉る御衣を織らしめたるなりこれ神宮に於て神衣祭に服部氏人の赤引の糸をもて神衣を織ることの見ゆるはこれより出でたるならん○所謂和衣 とは世にいふ所の和さ布帛の義なり古語爾氏多倍別にとくことなし○令櫛明玉神 名

義前に出せり。○作八坂瓊五百箇御統玉。八は彌の義坂は眞明マカの義瓊ユキは沼ヌとかなしく玉ありこれ美麗なる玉の義五百箇は數を云ひたるに非ず只數の多きをいふかり御統玉とは珠をいくつもつらぬき通してすべくくりたる玉といふ義なり故に彌眞明の美麗なる珠をいくつもつらぬき通してすべくくりたる玉を作らしめたるなり古事記には八尺句瓊之五百箇之美須麻流之珠とあり瓊と總と別あるのみ瓊は目輝メカキく玉の義なりつまり目輝く玉も美るはしく光ある玉も同意なり

以作標本
作之字宜
所本忠
之本
雜之字采本無

令手置帆負彦狹知二神。以天御量。大斤之稱也
伐大峽小峽之材。而造瑞殿。古語。美豆能。兼作御
笠及矛盾。令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸。美阿其可。

古語。佐。那伎。

令手置帆負彦狹知二神。此二神の名義既に述べり。○以天御量。天之美稱御量も御計り知る義にて物を指し計りて丈尺を知るなり故に物を指し計る器物を以てといふ意。○大小斤雜器等之名也。斤之量の借字にてはかりと訓むあり其量は計り知る所の器物をいふにてこれに大小あれば大小斤といひたるをゆるり雜器とは種々の器物にて大小斤を除くの外之れに類する種々の器物をいふ故に天御量とて大小斤は勿論其他種々の器物の名なりといふ意。○伐大峽小峽之材。峽とは間と通す即ち山と山との間をいふ其間の大なる所小なる所と文をあやなしたるなりさて此峽には良材の生長する故に殊更に大峽小峽の材といひたるにこそあらめ其峽にある材を

伐てと下文につづくなり○而造瑞殿 而は既に述べた
 り瑞もまへにいへり殿をみあらかといふは御在處の轉
 語なるべし家の敬語なりされはみつみつしくうるはし
 き御在處を造り即ち建築すといふ意○兼作御笠及矛盾
 兼は副詞にて兼合せての義御笠の御は上接辭にて尊
 敬の意を含む笠は雨を防ぎ又は日光を遮らむが爲に頭
 上に被ふるものの總名なり及は接續詞にてならびにの
 意矛と秀木ホキの義か兵器の名上代なると棒の如きをもい
 へり後には専ら諸刃の劔に柄ありて槍に似たるもの
 稱なり盾と立の義か或云隔の約かと戰場に用ゐる具古
 製なるは長大にして面に牛皮を縫合はせて張るもあり
 されば楯を作る工を楯縫といへり近世には楯などの厚
 板にて作る長さ四五尺幅一二尺身を蔽ひて敵の矢丸を

防ぐものあり故にうるとしき宮殿家を作り兼合せて笠
 并びに矛盾をも作らしめしといふ意○今天目一箇神
 名義前に述べたり○作雜刀斧及鐵鐔 雜力の刀は片刃
 の轉か片薙の畧かこれに三種あり一は劔の片刃なるも
 の二は太刀の小さきもの三は小さき刃物の稱等なりされば
 くさぐさの刀といふあり斧は木を伐る具鐵テに似て小し
 よきともいふ及は并ひにの義鐵鐔はさは音をいひなき
 は鳴なりと鈴の類にてぬりてぬでともいふものなりこ
 れ鐵にて作れば鐔に鐵の字を上に加へしならんかまた
 或説に佐奈氏矛也或云矛者著鈴者也下文著鐔之銚是也
 按丹後宮津神祭稱登津氣都者其遺製也とあるを見れば
 鐵の字を徒に加へしにあらざるへし必ず著鐔之矛なる
 べし故に種々の刀斧著鐔之矛を作らしめしなりこれ新

宮殿に需用あればあり

其物既備。掘天香山之五百箇真賢木。古稱。佐

而上枝懸玉。中枝懸鏡。下枝懸青和幣白。能爾。居自。

和幣命太玉命。捧持稱讚。亦令天兒屋命相

副祈禱。

其物既備 其は指示代名詞なり既は副詞にて古く之盛
くどか全くとかに解せりそを轉じてはやもはやとせり
此處は全くといふにとくべしされば思兼神の議定せる
日像之鏡青和幣白和幣文布神衣八坂瓊五百箇御統玉瑞
殿御笠矛盾雜刀斧鐵鐸等の物の全くと出來し備りたらばの
意○掘天香山之五百箇真賢木 天は美稱香山之高天原
にある香山をいふ之と天爾波の關係辭なり五百箇は數を

いひたるに非ず數の多きをいひたるなり真賢木とは眞
之上接辭にて眞澄眞弓の眞の如きものなり賢木は榮樹
の義にて四時葉のある常緑木の總稱その一木の名とな
れるなり(神は神木の合字専ら神事に用ゐれりなり)其賢
木の樹は常緑木にして枝葉繁く葉はしきみに似て小く
深青にして香なし緑白の小花を開く子熟すれば紅なり
常に此枝を折りて神に供すされど今多くひざかきを用
ゐる(まさきとさかきと混する勿れまさきは既に述べ
たりさかきにここをよみてさとりべし)掘は古語に佐
爾居自能爾居自とあり佐及び能は上接辭なり爾居自と
は規則動詞第三類のすするすれしししよと變化するも
のにて子ユズ子ユズル子ユズレ子ユズシ子ユズシヨとなる
なり根ながらに掘取る義古事記には根許士爾許士而と

あるも根がらに掘取るにて俗にはうにはるといふと
 かちじきかり故に天香山之五百箇眞賢木を根ながらに
 掘り取りての義○而上枝懸玉 上枝は秀の枝の義玉は
 八坂瓊五百箇御統玉をいふされば眞賢木の秀つ枝には
 御統玉を懸け給ふの意○中枝懸鏡 中枝はなからの枝
 の義鏡は日像之鏡をいふ古事記には八咫鏡と書せりこ
 れ眞賢木のなからの枝に日像の鏡を懸け給ふの意○下
 枝懸青和幣白和幣 下枝は下なる枝の義青和幣は麻を
 もて作りたる和布帛かり白和幣は穀^{カキ}をもて作りたる和
 布帛なりされば眞賢木の下ある枝には青和幣白和幣を
 懸け給ふの意○令太玉命捧持稱讚 太玉命の名義はす
 でにいへり捧持とは上にさしわけ持つの義稱讚とはと
 なへはむるかり稱はいひたてすること讚は人の徳など

を稱めて記す語なりされば太玉命の眞賢木に三段と飾
 たるものを捧げ持ちて徳を稱めしめしといふ義○亦令
 天兒屋命相副祈禱 亦是副詞にて又の義にて二つに涉
 る意夫れも同じくとかひとしくとか解すべし天兒屋命
 名義は前に出せり相副の相は副詞にて合ひの義互にと
 もどもにの意副ふは添はる又加はるの義されば互に添
 はりてといふべきをれども此處は太玉命にともどもに
 とて添へてといふ義祈禱とは法を修して神に祈るなり
 故にひとしく天兒屋命を太玉命にさしそへて法を修し
 祈らしめしといふ義○此太玉命天兒屋命の二命の御行
 は古事記にあると反せり記には太玉命布刀御幣登取持
 面天兒屋命布刀詔戸言禱白面とありされば此書の傳説
 を研窮すれば明かあるべしさて前後の文を按ずるに思

兼神の太玉神の率ゐる所の部曲をして種々の物を製らしめたる故に其製造物を眞賢木につけて捧持せしめたるは至當の道理なりまた天兒屋命は中臣氏の祖にて祈禱をなす家柄なればこれまた論なしざるに稱禱を太玉命に云はしめつるは傳説の誤聞にて古事記の布刀詔戸言禱白とあるぞよき稱讃も詔戸言も同じく宣言なるべし

又令天鈿女命古語。天乃於須女。其神強悍猛固。故以眞

辟葛爲髮以蘿葛爲手紐蘿葛者。以竹葉飲

木葉爲手草今多。手持著鐸之牙。而於石窟戸

前覆誓槽古語。字氣。布。舉庭燎。巧作俳優。相與歌

舞無舞。

蘿葛之葛之字齊
本照本脫無耳小
書之蘿葛之葛之
字照本無

庭燎之字体源抄
所引者作燭白

又令天鈿女命 又は前に出せり鈿之恐怖の義天は美稱女は女の稱名命は尊稱ありさて此神の強悍猛固の有様の恐怖べきおれバ御名にとおへなるべし延喜七年遷大神宮禰宜譜圖帳に此段の事をいへるにも強悍猛固の事見えたり源氏物語におぞましくおぞましたぞさおすかなどあるも皆婦人のことを云ふて恐怖の意なり今の俗言にもおぞいまたおすいと云ふことありこれまた恐怖の義なり古事記に宇受とわれと鈿の字の訓をいはれたるなり宇と於とは三五の轉にて於須といふを宇受といひたるならん故にその外に天鈿女命には何々と下の事を負はする文体なり○古語天乃於須女其神強悍猛固故以爲名今俗強女謂之於須志此縁也 天鈿女を古語に天のおすめといふ其神強く意はけしくたけく堅ま其故に

もて恐怖ある人によりおすめを名となす今廣成の時世の俗に強女を於須志といふものはおすめの縁なりといふ意○以眞辟葛爲髮 眞辟葛とは眞幸の義常縁なるをいふと云或云蔓を眞拆に拆きて鬘とする義ともいふこ
 乳常葉トキある蔓草の稱といふまた一種の蔓草としては葉は
 赤んでんに似て黒みあり冬の初めに古葉の紅葉して美
 しきあり是れかと爲鬘とは蔓草を髮の飾とするなり故
 に眞拆葛といふ蔓草をもて髮の飾とせしといふ義切古
 事記に眞拆とかけり日本書紀繼体にまささづらとあり
 また冠辞考にも見えたり古今集採物歌にとやまなるま
 ささのかつらとあり如此鬘に之眞拆を用ゐる蔓をば手次
 にしたるけれども後に之万葉集延喜式其余の書にも
 もはら日蔭蔓のみ有て却て眞拆鬘と云ふことと見えす

疑えし故に今考ふるに造酒式大嘗祭供神料物中に見え
 たるに大嘗祭に之唯日蔭蔓とのみ見えて余の二物の鬘
 はみえず又和名抄祭祀具にもひかけかつらのみ出せる
 は彼三物共に鬘に爲ては皆日蔭蔓と呼びしなるべしか
 ければ眞拆も鬘に用ゐざるに之非ず伊勢外宮儀式帳に
 もまさささのかづらをするここと二處に見え古今集採物歌
 に山かつらせよ此れを奥義抄に神樂するに之眞前のか
 つらにて頭を結ふなりそれを山かつらと云と註せり
 古事記も書紀も元は眞拆を手次とし日影を鬘とえてと
 ありけるを後にあやまりて右の如く日影を手次に眞拆
 を鬘にとて書るなり眞拆は長く強きものなれば手次と
 すべく日影は弱き物なれば手次に堪ふべからず此説まこ
 とにさることなり但し眞折の手次といふことは凡て古

書に見えたることなければ猶疑とし日影を壁とせしこ
 とはあまねく古書に見えれば疑ひなし近代白糸又と
 青糸をもて組て冠の左右に垂るゝを日蔭盤と云ふ彼物
 共に代へ用ゐしなり○以蘿葛爲手縵 蘿葛と云ふ女蘿(和
 名抄に之蘿比加介女蘿也松蘿一名女蘿萬豆乃古介一云
 佐流乎加世とあり)にて日影を翳し隔つれば名とすと
 いふ故に日蔭の字を當てりこれ深山の日のあたらざる
 所に繁茂す手縵と云新撰字鏡に緩負兒帶也須支とあり
 されば手に懸くる襪スネの義ならんと襷は褌衣の和合字な
 り動作する時に袖を腕肩に束ぬる紐の名昔にて打交ひ
 に結ぶなり故に女蘿の蔓草をもて手に懸くる襪とせし
 なりとの義○以竹葉飢憩木葉爲手草 竹葉とは古事記
 に小竹葉とあり万葉集にささばとありこれを神樂聲カガ源

と書けるは此の故事に因て神樂には小竹葉を用ゐる其を
 振る音のサアサアと鳴るにつきて人等も同じく音を和
 せてサアサアと云ける故なるべし又竹の葉の名をささ
 と負へるも此音よりぞ出でつらむ神樂歌總角大宮トウカウダイミヤなど
 の處にあり飢憩木葉と云飢憩といふ木の葉をいふこれ
 も其木の葉を振るの調子より出でたるからんとされど
 も如何なる樹の名あるか詳ならず手草と云手に持つ草
 といふ意にて手に握る材料となすあり今多久佐と注に
 あれど今は齊本熙本脱無とこれ無き方よからん故に竹
 の葉飢憩木葉をもて手に握る料となしたりしといふ義
 ○手持著鐸之矛 鐸とはぬりにて鈴の事なり既に鐸
 鐸の所にて述べたるが如しされば此處は手に鐸の着き
 たる矛を持つ義にてこれ音を鳴らして調子をとるため

にせしめるべし。○而於石窟戸前、これ日神の赫怒ましまして穴屋に入給ひ石窟の戸を閉ぢ給ひし其戸の前に於ての意。○覆誓槽古語宇氣布禰約誓之意。誓槽これを古語に宇氣布禰といふ宇氣は空筥の義布禰は水を盛る箱形の器の名なり此箱形の物の上に立て舞ふに踏て響あらせんために中を空虚に設けたる臺にて形状の筥の如くなる故に空筥槽といひしなるべし古事記に汗氣とのみあり書紀には槽とのみありさすれば汗氣も槽も同意義なれば一字になしたるならん此書に宇氣槽を重ねたりこれまた一つの傳説と見るべしさて此物後世鎮魂祭儀にのこれり貞觀儀式に御巫覆宇氣槽次第に御巫衝宇氣四時祭式に見えたり覆とふせにて底を上に出し空虚の部を下に向けたるなりこれ俗にうつむけにお

くといふ事なり故に空筥槽をうつむけさまにふせてその上に乗り踏みならして舞はんためにふせたるなり約誓之意宿禰廣成のいゝるゝやうに宇氣槽の宇氣は約誓の宇氣をかなじ意なりとされど宇氣槽の宇氣は空筥にて約誓の宇氣は盟ふにて意自ら異なりこれまた一の説と見るべし。○舉庭燎巧作俳優相與歌舞。庭燎とは庭火の義なりこれ晝夜の區別なく常闇にあるをもて庭火をたきて晝の如く明るき由をあらはせし様なりかかれば日神に於きてもいふかしく思召し給ふらんとてあしたる御行なり巧之副詞にて上手とか美事とかいふべきなり俳優と神憑の態をして神を招ぐ義なり可笑しく面白き手振足踏をして歌ひ舞ひて神人の意を和げ樂まする技なり相與に副詞にてともどもたがひにといふ意歌

舞とは口もて音聲を發し謠ひ身もて手振り足踏みして舞ふなり故に白晝の如くに庭火を燒き舉げて美事に神憑の態をなしてともどもたがひに手振り足踏みをして歌ひ舞をしめよと申し給ふたといふ意これ日神の窟屋にこもりますを世に出し給はむとして種々なる事を思兼神の慮り給ひしなり

於是從思兼神議令石凝姥神鑄日像之鏡
初度所鑄少不合意
麗
次度所鑄其狀美

於是從思兼神議 於是と副詞なり前に述べつ思兼神の名義前にいへり斯る場合に於て思兼神の議定のままに従ひてといふ意○令石凝姥神鑄日像之鏡 石凝姥神の名

義は前にあり日像之鏡も然りこれ石凝姥神に命じて日神の照り輝きたる如き御像の様な鏡を鑄造せしめたるいふ意○初度所鑄少不合意 初めの度に鑄造せらるゝものは僅少の思はくわりてか思兼神の御心に合はざりさといふ意○是紀伊國日前神也 初度鑄給ひたる日鏡は紀伊國名草郡に鎮座まします日前神と申す神ぢやとの義いまは官幣大社と申しさ○次度所鑄其狀美麗 次ぎの度に鑄造せられし日鏡の御狀は美麗に成功なりさといふ意○是伊勢大神也 美麗に成功のあつた日鏡之是伊勢國度會郡に鎮座まします内宮の大御神にましますなり神皇正統記に鏡を本とし宗廟の正体とあふがれたまふとあるにても明らかなり

備備既畢具如所謀爾乃太玉命以廣厚稱

曰作舊事記照本
白之字
焉無照本焉字

詞啓曰。吾之所捧寶鏡。明麗恰如汝命。乞開
戸而御覽焉。仍太玉命。天兒屋命。共致其祈
禱焉。于時天照大神。中心獨謂。比吾幽居。天
下悉闇。群神何由。如此歌樂。聊開戸而窺之。
儲備既畢。具如所謀。思兼神の議り定めつる儲けの備へ
物の全く出來し畢りて漏つる事なく調ひ備へりて謀り
し所の如くなし給ひさといふ意既具共ニ副詞にて既之
盡く全くの意より轉じてもはやといふ義になるなり具
は漏つる事なく調ひ備へりて事細にの義となるなりよ
くこころすべし。爾乃太玉命以廣厚稱詞。さうしてそ
こで太玉命の意廣き詞の厚き稱讚の辞をもてといふ意
爾乃之二字は前に解けり。啓曰吾之所捧寶鏡明麗恰如

汝命乞開戸而御覽焉。申し上げてのたまふにはやつか
れのささむるところの寶の御鏡はうるとしくあきらか
なることぢやうと日神の命の如く似ておとしますねが
えくば天窓屋の戸を開き給ひて御覽あれかしとの意。○
仍太玉命天兒屋命共致其祈禱焉。斯れば太玉命天兒屋
命の二命の共に天照大神の赫怒を散じ戸を開き給ふこ
とを法を修して祈禱を致したといふ義。此より後之前に
述たる辞の名義を再び録せず前に掲げし義を辨へ解す
べし。此段纏きに太玉命の捧け持ちて稱讚せしめといふ
條にて述べし如く此書の一の傳説にて古事記日本書紀
と異なる事勿論なり。ざるを強ちに古事記書紀と合ざる
より謬誤とすめるといかかあらむ。これ拾遺の一説と見て
可なるべし。且つ仍以下十二字を或る人之廣成之意歟と

いへり踏書に中臣忌部也とあれば廣成の思想をいひたるものか○千時天照大神中心獨謂 其時に天照大神心中にて獨り思ひ召さるゝ様にはの義○比吾幽居天下悉闇群神何由如此歌樂聊開戸而窺之 天照大神の御心には近頃おのれ窟屋にかくれぬますれば天の下之悉く闇黒ならんに數多の神の如何なる事に由てかかのやうに歌ひ舞ひ樂ぞといふかしく御思召給ひてすこしばかり窟屋戸を開き給ひて窺ひみそなはしきといふ意○此神樂の事は後世の神を祭る儀式となりて遺れりその心して讀むべきことにこそ

爰令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿則天
兒屋命太玉命以日御綱今新利久迷廻懸其

編作照本編之字
影作古印本齊本
之字

合兼直本無
是如云々一條院
御宇古本惟宗允
亮所校也

殿令大宮賣神侍於御前是太玉命久志備所生神
令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛今世内侍孝音美爾和君臣

爰令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿 爰は副詞にて此場合にといふ義天手力雄の天は美稱手力之字の如く手に力のあるをいふこれ御行より御名にかへるあるべし雄は男子の稱名其扉とは天窟屋戸の扉をいふ新殿之にひみあらかなり新御在處にて新宮殿新宮舎といふべきなり故に此場合に天手力雄命の天照大神の窟屋の内よりいささか窺ひまし給へるより其窟屋戸の扉に手をかけて引き啓きて内より天照大神を出し給ひて新宮殿にうつしませしめ給ひきといふ意これ後の遷宮式の

源なり古事記にて取其御手といひ書紀にて引而奉出とあり又一書には侍磐戸側則引開之者云云とありされば扉を引き啓きて御手をとりうつし奉りし事は明かなり玉葉集にちかひきて天のいゝとをわけしよりかたきねがひをかなふべしとは此歌はある人つかさをのぞみ申して清水寺の地主ごんげんにいのり申けるにしめしたまひけるとなんまた兼員記に思兼神子岩根手力雄命とて大力の神を岩戸の口に立おかれしかはそのまゝ岩戸をひきわけて新殿にうつしおき奉り給ふとありこれらは皆此段を本として書かれたるおめり○則天兒屋命太玉命以日御綱今斯利久米繩是日影之像也廻懸其殿 則是接續詞にてそこでの意日御綱之日神の鎮座ましませし新宮殿に懸くる綱の稱名なり廣成いふ今斯利久米繩なり

と其斯利久米繩とは今日いふ志米繩なり(約むれば自ら理久は略して志米といはるゝなりまた思ふに志米は標結なとの標の意か然らば尻久米と物は一にて名は別なるか但標の意か本はこの尻久米より出たる言にや然らば活用て志牟ともいふはやや後のことか)土佐日記にかどのしりくめなと尻は藁の本をいひ久米を許米にて(許母理を久美と云ふこと許米と云ふとかおしといふ藁の尻を斷去すてさながら許米置たる繩なり書紀に端出之繩と作て此云へり久米繩とあるにて知るべし端出とは斷ざる藁の尻の出たる由にて即後世の志米繩の状なり又尻は後方の意なり久米は限目にて今天照大神の御後方に引わたしたる限目の繩なる意なりとあるもさることありいづれならむ猶よく考ふべし此書によるに日御綱は本

名にて斯利久米繩之後世の名なりされば一名といふべきなり日影之像也とて葉の端の出たる状を日影に像りていこれたるなりこれ宇氣槽の誓約に於けるか如く日御綱の日影之像といへるは隠かならずこれも廣成一巳の考へにて服すべきにあらず暫く一説と見るべし其殿とて新宮殿をさしたるなり故にそこで天兒屋命太玉命の二命か志米繩をもて新宮殿を廻し懸けてといふ意如何に志米繩をかけつるにやといふに此限りたる内によこしまある神の入り來らざるを防げるなるべし○令大宮賣神侍於御前 大宮賣とは大宮殿に侍らし其殿を掌らしめたる女といふ義これも御行より御名にとなへたるなるべし後世の伊勢に齋宮といふゆり賀茂に齋院といふあるもこの所より起りにけり侍於御前とは天照

大神のましませる御殿の御前に侍從せしめ給ふといふ義されば大宮賣神をして新宮殿にまします天照大神の御前に侍らしめしとの意○是太玉命久志備所生神如今世内侍善言美詞和君臣間令宸襟悅釋 大宮賣神とこれ太玉命の靈に不思議に美に生れ給へる所の神なり廣成いふ今世にていふ内侍なりさればよろしき語をもて御氣色をとらうるはしき詞をもて御機嫌をとるをもて職とかし君と臣との間にありて上下を和合し尊上の御胸中を悦ばし釋ばせしむるがごとしといふ義かくも殿内に奉侍すること大殿祭祝詞にものせるにて明かなり○豊磐間戸命櫛磐間戸命二命守衛殿門 豊磐間戸とは豊と美稱磐は堅き意間戸と眞門の借字あり櫛磐間戸と櫛は美稱磐間戸は堅き眞門の義此二神は門戸を守り給

ふ御行によりて御名にたへるなるべしされば二神をし
て新宮殿を守護せしめしといふ義古事記には天之岩戸
別神の別名とあり神名帳には豊磐意神櫛磐意神とあり
祝詞式の御門祭には櫛磐間戸櫛磐間戸命とありこれ後世宮
城を警衛する近衛の士卒あるもこれより起れるならむ
○是竝太玉命之子也 といふ豊磐間戸櫛磐間戸二神は太
玉命之御子なりといふ義かく壺部家にては傳ふれども
平田翁は手力雄命の一名にて太玉命の御子にあらずと
いはれきこれも例の傳説の一なりとして見るべきなり
また平田翁のも一説として見るべし翁は能く一名一名
といはるれば必ず其説にしたがふべからず考ふべし

當此之時上天初晴衆俱相見面皆明白伸

手歌舞相與稱曰阿波禮阿那於茂志呂

阿那佐夜憩竹葉之聲也 飮憩木名也換其葉之剛也

當此之時上天初晴 天照大神を窟屋より新殿に遷し奉
り大宮賣神を侍らしめ豊磐間戸櫛磐間戸二神をして殿
門を守護せしめ給ひし此之時に當りて世界暗黒なりし
が上天初めて晴れて雲霧を拂ふた如き世となりたるな
り○衆俱相見面皆明白 晴天となりたれば衆庶の神々
トモニトモニタガヒニ顔と顔とを合せみてその顔面の
皆白く明るかりきといふ意○伸手歌舞相與稱曰 是こ
で明白に見わたによつて喜び樂しみて手を伸ばして歌
ひたり舞ひたりしたりき而して互にいつしよに辭をど

なへていふにはの意○阿波禮 此辭は感動詞にて天を
 仰ぎて感ずる聲なり○言天晴也 天晴とは日神天窟屋
 を出て給ひ天始めて晴れたる時に稱へたる語なり故に
 阿波禮といふ感動詞は天の晴れたるをいふなりと廣成
 のいはれたるなり○阿那於茂志呂 阿那とは感動詞に
 て泛く事に感ずるに發する聲なり於茂志呂とは面白
 義にて日神窟屋を出で給ひ天始めて晴れ衆面皆明白
 より悦び歌ひし語なり○古語事之甚切皆稱阿那言衆面
 明白也 廣成のいはるゝには古語に事物の甚しく切迫
 したるを皆あなどいふ於茂志呂は衆庶の顔面明白なる
 をいふなりと注せられたるなり○阿那多能志 阿那は
 感動詞にて感歎に發する聲多能志は手伸の義にて日神
 天磐屋戸を出給へる時群神手伸して悦び歌ひし語なり

○言伸手而舞今指樂事謂之多能志此意也 廣成のい
 るゝには多能志とは手伸して歌ひ舞ふをいふなり今の
 世に於て樂しき事を指して多能志といふは手伸して舞
 ふ意ぢやと注せられたるなり當今にては心に満足之感
 あるを多能志とはいふなり○阿那佐夜惣 阿那は前に
 おちし義佐夜惣と分明の義にて日神の天磐屋戸を出
 給へるより衆面明白にして分明なればなり○竹葉之聲
 也 廣成のいはるゝには佐夜惣と竹の葉の聲なりと
 いこれしがいかあらん竹の葉の聲とさあさあさやさ
 やとさこゆべけれとさやけとさこえす前文を考ふる
 に縁ある辭ありければ分明と解す方おだやかならん○
 飫惣 此語は木の名にてとあり此處に木の名を掲ぐる
 に用なしました葉を振ふるの調子なりとわれといかにや

余は稱言をいひたる末句の結をなすに語の調子を擧げたるにていへば拍子をとり所の言にや土佐日記に船歌の末句を結むるにかへらやといふ語を以てせりこれ歸へらうやといふ意を含みたるありされば此處も於魘と柏子をとりこれも行とせといふ意を含みたるならむ神樂歌に阿知女作法ありその本に阿知女於々々といひ末に於介阿知女於々々といふその於介之行はせといふ意あれば此意とおなじく解すべし○木名也振其葉之調也と廣成のいはれしはうけがたし余の意見は前條の如し○さて此稱言を總じて云へばアアハレアラ喜バシアラ喜バシク快シアラ分明シ歌舞ヲ行ハセといふ意即ち前條に解ける義と合せ考ふべし

爾乃二神俱請曰勿復還幸仍歸罪過於素
夔鳴神而科之以千座置戸令拔首髮及手足
爪以贖之仍解除其罪逐降焉

爾乃二神俱請曰勿復還幸 さらしてそこで天兒屋命太玉命の二神のともに天照大神に請ふて曰ふには復び天窟屋に還りいでますことなせそといふ意○仍歸罪過於素夔鳴神 斯れば常關になしたる罪過は素夔鳴神に有りて他神にあらずこれ天津罪を犯せばなり故に罪を素夔鳴神によせてといふ意○而科之以千座置戸 千座置戸の千座は古事記に千位とあり書紀に千座とあり私記に座置物之名也と見えて其祓物の居置物(机案ニテモ)をいふ人の座處をくらゐと云ふも同意なり故にこれに位と書けり千は其數なり犯の重さ輕さの任に祓も重さ輕さ有て祓具の多き少き品あるを此は極めて重ければ

極めて多きを千とは云ふなり置て其物を持出して蔽する處に置く意あり万葉集に置幣ともぬさおきともみえ大祓詞に大中臣天津金木乎本打切斷氏千座置座爾置足波志底とあり金木と祓物を置べき置座に作る料の楮をいふなり此金木を置座に置ごと聞ゆれどもさにはあらず文意は金木を本末打切て千座置座に造て置足としといふなりと見ゆ今思ふに此説宜し置くべき種々物をば略ていとす其置座をのみ云へること此と同じ一説に刑具とするはあやまりなり臨時祭式に凡新年月次神今食新嘗等祭料座木とあるは置座オホクワに造る料の木をいふさて其置座に四座置八座置と云品あり木工寮式カウシノシキに四座置八座置以木爲之長者二尺四寸短者一尺二寸各以八枚爲束名八座置一長短各以四枚爲束名稱四座置と見ゆ今考ふる

に置座とは祓物を居置て座ある故に名にて四座置八座置も本は四座の置物八座の置物と云ふことにて其置物の數以て云たるをれば一種の物の名に非ずとるをやや後になりて之其名のみ古にて物のさまは變れりと見ゆ其故は式に諸祭の料物の中に載るを見るに他の雜々の物をすゑおくべき料とは見ゆすたゞ別に一種の物と見え又右に引る寮式に云へるも物置べきものゝさまにあらすされば延喜比のはたゞ形ばかりありけり但し右に引る祓詞に天津金木云々とあれば上代の置座も木工式に云へる如くなる小木を連ねて結造れる物なるべし今世にもある柳筥ヤナギハコなどのさまにても推度らるされば後世のもかの置座に造るべき木を束ねてやがてそれ置座と稱ひ其木の數をもてかの座の數にかへて四座置八

座置とは云ふありけりまたかの祓詞に天津金木云云と
 あるも後世の象ばかりの置座を造ることかとも思はる
 れどなほさにはわらじ彼全文をやら後に定めつる物さ
 から詞はみな古へを用ゐたればあり戸は處トコロの意と誰も
 心得て有れど負と云はんこと叶はずこと古事記中巻い
 づしをどめ神を兄弟の男のよばひける事云へる段に令
 詛言云云如此令詛置於烟上云云即令返其詛戸とあるも
 其詛事に用ゐたる種々物を指して詛戸と云へければ此
 も置座に置て祓具を指して戸とはいふなりされば千位
 の置物と云はんが如し(のをそへ又辨ともいふはわろし)
 以上を簡略にいへば千座は數多きくらにてくらはすべ
 て物をおく蓋即ち案を云ふありおきとはおきつものな
 りの約なればおきとと清音によむべきなれども詞の便

りにておきととよむあり案の上になさすまのものをの
 せおくなり(くらのくは所の義にてかともこと云なり)
 かいつこいづくくらの類なりらはいろにて親愛の詞較
 も体をのせおく所あればありこの案之細きすばえをわ
 みて制するなり之をしもとつくると云この多數の案を
 出して所有物を残らず科するなればこれが尤も重き罪
 になるなりさるに置物の足らざるより命を際くとさす
 べて身につきたる物を爪髪ツメカミの類まで出さするにていは
 ば身代限りあり後世の吉祓惡祓これにて吉惡祓とは吉
 き物にても惡き物にても悉く出さする義にて右はこれ
 をちくらかきとを負はすと云ひしなり科は負はすの義
 にて物事を負ひ持たしむることなり扱千位置戸といへ
 ば即ち解除ハツヒを科ナカすることにて書紀に科千座置戸之解除

とあり凡そ解除に二あり其一を阿波岐原の誤被の如き
をいふ其一を此の解除の如きをいふこれ罪犯ある人に
科せて物を出し贖するを云ふ(被具被柱と書けり)かかれ
ば其事も意も二別なるに似たれども本は一なり書紀履
仲紀に車持君罪有負惡解除善解除二而出_二於長渚時_一令_二被誤_一
とあるをもて見れば犯しあるもの、波良比も水邊に出
て誤被しけり是罪犯も同穢も同じければなり大被詞に
伴男能八十件男乎始氏官夕爾仕奉留人等乃過犯家牟羅
々罪乎今年六月晦之大被爾被給清給云云速川能瀬坐須
瀨織津比咩止云神大原爾持出奈牟云云四毛國卜部等大
川道爾持退出氏被却止宣この文を思ふべし罪犯を解除
るも穢汚を清むる誤と全く同じ穢は罪なり罪は穢なる
なりされば罪あるにも穢あるにも其重さ輕さに隨て同

云く波良開する之上代の法たり中昔までも神事につき
たることには猶此法を用ゐられて大上中下品々の被あ
りしこと古書に見ゆ其被具を出さしむることは二義あ
り一には被に用ゐる色々の物を科せて出さしむるなり
書紀に被具とかかれたる具の字を考ふべしまた爲白和
幣云云とあるも被に用ゐる物にとれり又雄畧紀お齒田
根命罪ありて以馬八匹太刀八口被除罪過とあり(馬太刀
を被除せし事數多古書に見ゆたり抑馬を用ゐる所以は
耳振立聞物止とある如く神たちの其被を速に聞召受よ
と云なり太刀は罪穢を斷絶の意に用ゐるにや此外用ゐ
る種々の物を其名又は其形又は其物の用などにつきて
意をとること多かるべし)又延暦廿年五月太政官符に定
准犯科被例事一大被料物廿八種云云一上被料物廿六種

云云一中被料物廿二種云云一下被料物廿二種云云とあるこの種々物みな被の料物にて罪穢の重輕にまかせて料する品あるをもて思ひ定むべし一には被の時に御身に着たる物事を盡く投棄たまへりし如くに罪犯ある者も身の穢たるなれば其身に所有物も皆穢たるを拂ひ棄る意にて出すなり故後世までも被に用ゐる種々の物は終にみな水に流しやるなり(る)れば被具を料するは元右の一の意なるを異國の贖刑なりといふを得ず贖刑に當るにもやあらん孝徳紀に復有被役之民路頭炊飯於是路頭之家乃謂之曰何故任情炊飯余路強使被除復有百姓就他借飯炊飯其飯觸物而覆於是飯主乃使被除云云これ其被物を取て已か利にせし事と聞ゆそばややくだりて意を失へる民間のあらはしなりかくはらひにつさ

て古禮のあるものからその義をよくわきまふべしゆめなわすれそ故に罪を素戔鳴神に歸せしめて素戔鳴神に負ひ持たしむるに數多の居置物(案)を出して所有物を残らず料せさざるに置物の足らざるより下文にかかるなり○令拔首髮及手足爪以贖之素戔鳴神の所有物を残らず料せられけれども不足なるより自己の身につける首の髮及び手足の爪を抜きてもて罪過を贖はしめしといふ義古事記には切鬚(和名抄説文云髭口上鬚也鬚鬚鬚下毛也和名加美豆比介鬚鬚和名之毛豆比介とあれどこは口の上下の差別なくひげなりとあり書紀に拔髮とあり又記紀に手足爪とありたり書紀一書に責其拔具是以有手端吉藥物足端凶藥物亦以唾爲白和幣以漬爲青和幣用此解除此吉凶藥物はいはゆる善惡祓除の事の本な

りされども善惡祓の事は其儀を記せる物なければ如何なるを善如何なるを惡と知がたし吉招福凶祓福なりと云は後人の例の推當の誤なり若さらば上に引る車持君の善惡祓除は如何に解べきぞ犯ある人の爲に福を招くとあるべきかは又一書に以手爪爲吉爪棄物以足爪爲凶爪棄物などあると合せて考ふるに是れも拔具なれば上に云る二意をもて解すべし一には此祓は極て重き祓なる故に祓物も極て多く千位を徵るなるは須佐之男命の所有る物の限りを取ても猶足ざる故に其御身に生ひたる髮鬢爪までを取て祓の料物に用ゐるあり一には所有る物も穢れたれば拂ひ棄る意なるが輕き犯は穢淺き故に少の物を出し棄てて清まるを是は犯重くして極めて深き穢ければ所有る物をみなながら棄ても猶清まりはて

ざる故に其御身は生たる物までも拂ひ棄て清むるなり(ざるは棄物はみな穢垢なる故に伎羅毘物といひ棄物と加かれたるも此意なり後世に人形を造て流すも穢れたる身体をばさながら棄て清きにかふる意なりかかれれば此鬢を切爪を拔事は右の二意なるを纂疏に肉刑之始也とのたまひて皆人も刑と心得るは違へり刑とは其義異なるをや此記には負千位置戸の下に亦字を置て此事をいへれば祓にはあらで是は又別事なるに似たれどもさにはあらず千位置戸の所にも祓とはいはされど上は祓下は別事と分つべき由なし○仍解除其罪逐降焉 此場合によつて素戔嗚神の天罪を解除ひ去りて根國にやらひ降り給ひさといふ意

素戔嗚神自天而降到於出雲國簸之川上

天羽之羽之字
長動文編和歌
肥集古拾遺
色集古拾遺
古本末昌忠勝
源本末昌忠勝
集本末昌忠勝
盛本末昌忠勝
羽本末昌忠勝
日古本末昌忠勝
集古本末昌忠勝
羽古本末昌忠勝
日古本末昌忠勝
集古本末昌忠勝
羽古本末昌忠勝
日古本末昌忠勝

以天十握劍其名天羽羽斬古今在石上神宮斬八岐大

蛇其尾中得一靈劍其名曰天叢雲大蛇之上帶一有靈氣故

神也然後素戔嗚尊娶國神女生大日貴神

遂就於根國矣

素戔嗚神自天而降到於出雲國簸之川上

簸は出雲國大

原郡斐伊とあり神名帳に大原郡斐伊神社あり風土記に

は大原郡斐伊郷屬郡家樋速日子命坐此處故云樋神龜三

年改字斐伊とありこれより名を川にいひたるなるべし

川上とは風土記に出雲大川原自伯耆與出雲二國堺島上

山流出仁多郡橫田村即經橫田三處三澤布勢等四郷出大

原郡界引沼村即經來次斐伊屋代神原等四郷出出雲郡堺

多義村經河内出雲二郷北流更折西流即經伊努杵築二郷

入神門水海此則所謂斐伊河下也云云自河五里河上橫田

村之間五郡百姓便河而居寬永大水以後伊努郷より東流

國中の入海に入ると又仁多郡室原川源出郡家東南卅五

里島上山北流所謂斐伊大河上也又同郡橫田川源出郡家

東南卅六里室原山北流此則斐伊河上などあるを見れば

いづれ此邊にてあらん故に素戔嗚神の天より逐之れて

根國に降らんとするときに山出雲國大原郡に流れ渡る簸

の川の川上橫田村に降り到着なし給ひさといふ義○以

天十握劍 天之美稱十握は手にて十もにぎれる位なれ

ば名づく即ち長さを示せしからんされば此長さ十握の

劍をもてといふ意○其名天羽羽今在石上神宮古語大蛇

謂之羽羽言斬蛇也。天羽羽の天は美稱羽羽之劍の切味よりいひたるか諸本羽之下の字を無といひ有るといひけること上欄の註にて知るべし石上神宮は大和國山邊郡にまします神なり現今官幣大社あり或説に如大和國石上所納者經津主之劍也與此不同諸抄因石上之名同而誤混之不可不辨とわれば天羽羽の石上神宮に在るといふ説の廣成の言と異なりけりこれまた傳説の一と見るべし大蛇謂之羽羽とは大蛇を羽羽といひたることも見えざる説にて多くはへみかみとみなといふなりこれも傳説の一と見るべし言斬蛇とて大蛇を羽羽といふ意は劍もて蛇を斬りしにそのときに切味の羽羽といひたるによれるならんか考ふべし此段の廣成の註はうけがたければ傳説の誤謬なりとして心すべし○斬八岐大蛇

古事記には八俣遠呂智とあり書紀には此書とあきしく八岐大蛇とありけり和名抄に倍美久智奈波とあり日本私記に乎呂知とあり名義は尾於杼呂智にて尾のをとろくしきを云へるなるべし杼呂之棘驚など、同言なりさて其於は遠の韻にある故に省けり又遠杼は遠と切ればなり抑此蛇は上さき靈劍を尾中にしも含持れば其威靈にて餘所よりも尾は殊にいかめしくをどろくしかりけん故に尾をもて名に負せしなるべし智は美稱なりまたいふ八といへば彌にて數の多きをいへる言なり故に八岐といへば八つ岐のあるとかぎれるにあらずされど古事記に身一有八頭八尾と云へることあればあるひは八頭八尾にもやありたるならん書紀に汝是可畏之神とみえ欽明卷に虎をも威神といへることある如くか

る物をも稱へて智とは云へるなりと蛟などの智もかな
 じされば八頭八尾ありけるいかめしくをどろくしき
 ものを斬り玉ひたといふ意○其尾中得一靈劍 八岐大
 蛇の尾の中より一の靈ある劍を得たるなり即ち奇靈な
 る所の一利劍を取ら得たといふ意○其名曰天叢雲 其
 名とは奇靈なる一利劍の名をいふ天叢雲の天は美稱叢
 は群の義にて數多の集りつとふをいふなり雲は雲氣に
 て虚空に漂蕩としてたよへるものなり即ち八岐大蛇
 を斬るときに雲氣の群り集りて其近邊にありしにより
 叢雲と名づけたるなり故に天叢雲の劍といはんがごと
 しこれ皇國三種神寶の一にして現今熱田神宮の土用殿
 にましますとぞいひける○大蛇之上常有雲氣故以爲名
 倭武尊東征之年到相摸國遇野火難即以此劍薙草得免更

名草薙劍也 廣成のいふ八岐大蛇の上に常に雲氣あり
 故に以て叢雲の名とあすさて此劍は倭武尊の東征を爲
 し給はりしその年相摸國にいたりますときに土人にあ
 ざむかれ給ひて野に入り火攻めの難に遇ひ給ひしとき
 此の天叢雲の劍をもて野の草を右に薙れば火右に行き
 左に薙れば火左に行くかくして御身に恙あらせ給はず
 免かるゝことを得てそれよりさらに天叢雲劍の名を改
 めて草薙劍と名けしなりと○乃獻上於天神也 天神と
 ち天照大神を指したるにて天にまします神たちを云ふ
 にあらずと古事記日本紀に明らかなり八岐大蛇より
 劍を得て天叢雲といふその叢雲の劍をそこで天照大神
 に獻じ上り給ひきといふ意○然後素戔嗚神娶國神女
 さうして後に素戔嗚神の大山津見神の御子足名稚の女

奇稻田姬を娶り給ひしなり國神女之本文にいへる如き神の女なり國神といはれたるは天神に對して國土にあれ玉ひしかればいへるなり○生大已貴神 大名持の義にてむちともちとは麻行の三五の轉音あり此神御功によりてあまたの御名を持ち給へれば其德によりて大名持ととなへたる御名あるべしその大名持神を生み給ひきといふ義○遂就於根國矣 遂は副詞にてとうくといふ根國之黃泉國とおちし事まへに述べたり故に素戔嗚神のとうく、黃泉國に就きましたといふ意此段日本紀古事記を參考して詳に故由を辨ふべし

小諸本作少允亮
古本及万葉集作
小戮作古本勳

大已貴神オホニキノカミ 一名大物主神オホモノヌシノカミ 一名大國主神オホクニノカミ 一名大國魂神オホクニミタマノカミ 與小彥オホニヒコ 名神ナカミ 高皇產靈尊タカミムスヒノミコ 之子ノミコ 通常世國也トヨコトヨクニ 共戮力トモニカサマフ 一心經營天下イツシンノケイエイテンカ 爲蒼オホニヒコ

生畜產定療病之方又爲攘鳥獸昆虫之災
定禁厭之法百姓至今咸蒙恩賴皆有効驗也

大已貴神一名大物主神一名大國主神一名大國魂神今大和國城上郡大三輪神是也 大已貴名義は前に述べたり大物主の大は美稱物主とは物の主人との義即ち幽冥界の主にして群神のこの神に統べらるゝなれば物主と御名におへるなるべし大國主の大は美稱國主とて國土の主人との義即ち現世界の主にして統領なしたれば國主と御名におへるあるべし大國魂の大は美稱國魂とて國土の御靈との義即ち天下を經營し青人草之勿論禽獸魚の爲に治療法を定め又災害の爲に禁厭法を定むかく

の如く國土の御靈を堅めおしたれば國魂と御名にれへ
 るなるべし以上の三箇之大己貴神の一名なり今大和國
 城上郡大三輪神也と廣成宿禰のいはれしかり神名帳に
 城上郡大神大物主神社とあり祭神は大物主神とぞこれ
 大己貴神の和魂にて大國魂神之大己貴神の荒魂にます
 なり必竟和魂荒魂と分ちたれども大己貴神の一身を分
 ちて二つの魂となしたるおれば同じき一神にまします
 なり故に傳説も一に合せたるなり今の官幣大社の格を
 もちたまへり尙詳に見む人之日本紀神代卷此條古事記
 上卷此條出雲神賀詞大三輪神鎮座次第等の書につき參
 考すべし○與少彦名神 少之此神の御體の矮少なれば
 御名にかへるなるべし彦は男神の稱名 名之親愛の詞な
 り大己貴神と少彦名神と二神ともといふ處なり○高

皇產靈尊之子邇常世國 少彦名神之高皇產靈尊の御子
 にましますあり常世國とは底依國の轉にて絶遠なる意
 即ち遙に離れて容易く往來し難き國土の泛稱なりさる
 を轉じて遠き不變不死といふ國土の名ともなるあり故
 に少彦名神と絶遠なる國土に邇れ給ひさといふ意實と
 國を弘めにと行かれたるにや○共戮力一心經營天下
 大己貴神と少彦名神との二神の共に力を戮せ真心を一
 になし給ひ天の下即ち國土を經營し給へりとは國土の
 大体之既に出來すとも全く成らざれと二神の伊弉諾伊
 弉冉二神の意を繼ぎて經營なし給ひたるなり○爲蒼生
 畜産定療病之方 蒼生と青人草の事なり世の人の生
 れ出づるを草の彌益に生ひ茂るに譬へていへる語にて
 人民といふに同じ畜産と畜に産するものも養にて

牛馬鶏兎等の類の産をいふ療病とはわづらひある所を
いやすることなりされば人民家畜の爲にわづらひを
いやする仕方沙法を定め給ふといふ義○又爲攘鳥獸昆
虫之災定禁厭之法 災とて災害にて自己の思ひ設けさ
るに蒙る禍なり其災をいへば鷹鷲の如き猛鳥に害を蒙
り虎狼の如き強獸に害を蒙り蛇蜂波布の如き昆虫に害
を蒙る等の災害を攘ひ去らん爲に禁厭の方法仕方を定
め給ひきといふ意禁厭とて動詞第一類變化の第五階に
變はりたるものにて名詞法となるなり此義は盡を行ふ
意より出でて名詞になりたるときは神佛に祈りて其通
力にて禍をを禳はむ事と請ふ術をいふなり○百姓至
今咸蒙恩頼皆有効驗也 人民の今日に至るまでことご
とく御恩を蒙りて皆いづれもいづれも効驗さきめのあり

て有難き事と思ふなりとの意百姓は人民の事にて古訓
おはみたからおはんたからともいふなり國民を神天皇
の撫治し給ふにつきていふ稱にて公民御民の意なり漢
字に當てば黎庶とも兆民ともいふ百姓と書す之勿論な
り

天祖吾勝尊納高皇產靈神之女栲幡千千
姫命生天津彦尊號曰皇孫命
天照大神之高皇產靈
神之二神之孫故曰皇
孫

天祖吾勝尊 天祖の義之前に述べたり吾勝之天照大神
と素戔鳴尊と誓約し給ふ時素戔鳴神天照大神に申して
曰はく我心清明故に我生む所の子は女を得たり此言に
よりて申さば我勝ちぬといひしより吾勝と御名におへ

るなるべし尊の名義も前に出せり○納高皇産靈神之女
 栲幡千千姬命 名義之前に出せり吾勝尊の高皇産靈神
 の御女栲幡千千姬命を娶り納れてとの義○生天津彦尊
 天は美稱津は天爾波の乃とおち彦と男子の稱名尊
 は尊稱なり火瓊々杵尊とあるべきを略したるかり吾勝
 尊も勝速日天之忍穗とあるべきを略したるとおなじき
 なり故に栲幡千々姬命を娶りて天津彦命を生み給ひたり
 と○號曰皇孫命 皇孫とは統べ知ります眞實の御子孫
 の義にて天照大神の御子孫の稱なりこの天津彦尊より
 以下は皆皇孫と申すなり故に號してすめみまのみこと
 とをしまつりさとなり○天照大神高皇産靈神二神之
 孫故曰皇孫 二神の御孫なる故に皇孫と云ふと云へる
 は文字になづみたる説にて非なりといはるゝ人ありつ

齊本男祭尙古本
 無勝自本云蓋據
 神代紀強補而已
 諸本及元集皆
 與此同

れども廣成の意にては二神の御孫にあたらせたまふ故
 に皇孫といひたるにもやあらん且つ御子孫といふ義に
 て書けるにや

既而天照大神高皇産靈尊崇養皇孫欲降
 爲豐葦原中國主仍遣經津主神

武甕槌神 驅除平定

既而天照大神高皇産靈尊 既之副詞にて全くの意あり
 全く天照大神高皇産靈尊の二神と下にいひかけていふ
 ところなり○崇養皇孫欲降爲豐葦原中國主 崇養は敬
 崇して養育する事なり皇孫とは天津彦尊をさすなり豐
 葦原中國主の豐之不足なく充分肥え滞りかきをいふ葦
 原とは葦の繁茂して廣く平原となりをるをいふ中國と

は葦原の中にある國といふ義主はあるを以て其中國の主即ち主宰をいふあり故に二神の皇孫天津彦彦神をうやまひそだて給ひ高天原より國土に降して葦原中國主宰とささむと思召しつるなりとの意古事記によれば吾勝尊を降し給はんの御志なりしが此尊生れ給へれば如何なる都合によりてか吾勝尊を止め給ひて天津彦彦に替へたるなり○仍遣經津主神 仍之前に出したる經津主神とは劍の切味より名づけたる名あるべし主は之大人の約言にて人を尊稱するに添ふる語あり二神の天津彦彦神を中國に主たらしめむと思ふかくあればまづ經津主神と云々といはんところなり○是磐筒女神之子今下總國香取神是也 磐筒女神の磐は堅き石をいふ筒は都知にて都は天爾波の乃どおなま知は男の尊稱なり女神

とあるは廣成宿禰の例の傳説の一ならむか古事記に據るに湯津石村に走就きて所成の神の中に石筒之男神とあり而して御名の筒は男子の尊稱なるに女神とありてはうけがたし男神とあれば男子の尊稱を丁寧に二の重ねたるのみて不都合なし元來男はちに通ひて男子の稱名なりまゝ諸本に男神とあるもあれば男神とする方宜かるべし日本紀に爲天安河邊所在五百箇磐石也此經津主神之祖とわれバ參考に供ふべし故に經津主神は磐筒之男神之御子なりとすべし下總國香取神とは神名帳に下總國香取郡香取神宮とありこれ香取郡にますをもて御名にかへるなり祭神は經津主神なり現今官幣大社の格にましますせり○武甕槌神の武はただけだしき事にて猛の意甕槌は借字にて嚴都知の義なり嚴はいかめ

しきをいふ都は天爾波知は男子の稱号故に此神の御氣
廣のたけだけしくいかめしき男神にましませばかくと
なへしなるべしさて經津主神と武甕槌神とを葦原中國
に降し遣はししなりとの意○是甕速日神之子今常陸國
鹿島神是也 甕速日神の甕は嚴の義速はいちはやなど
いふて尊稱日は靈の義にてすぐれたる義にて稱語なり
されば此神の御氣廣の嚴しくいちはやくすぐれませば
かくとさへしなるべしさて古事記によるに湯津石村に
なりませるかみの御名の初めに甕速日神とあり次に
甕速日神とあり次に建御雷之男神とあり而して此書
と比ふるに古事記には甕速日神と武甕槌神と御兄弟に
ましますあり拾遺にては御親子にましますありこれも
例の廣成宿禰の傳説の一と可見か今常陸國鹿島神是也

とは神名帳に常陸國鹿島郡鹿島神宮とありこれ鹿島郡
にましませば鹿島神宮とおへるなるべし祭神は武甕槌
神あり現今官幣大社の格にあらせらる○驅除平定 葦
原中國に居る惡しき神をこらひ除きまつるものは味
方となしまつるはぬものは誅を下して國中を安く平か
に定め給ひきといふ意なり此條古事記書紀等と合せて
詳に辨ふべし

於是大曰貴神及其子事代主神並皆奉避
仍以平國矛授二神曰吾以此矛卒有治功
天孫若用此矛治國者必當平安今我將隱
去矣辭訖遂隱於是二神誅伏諸不順鬼神

避作末本忠本群

等果以復命。

於是大己貴神及其子事代主神並皆奉避 於是はここに
 と訓むときは副詞なり漢語讀のここにかいてといふと
 きは接續詞とするともあるなり意は此の場合に此時に
 斯くありければなどの解をなすべし大己貴神の名義は
 既にいへり事代主神の事代主は借字にて事知主の義に
 て此國にある今まで從之せし諸の神の上を知り玉ふ神
 にて如何なる神にても此神の命を奉せざるものなきな
 り故に諸神の威服せし神とありさて斯くありければ大
 己貴神と御子事代主神と二神並に此國を天孫に奉りて
 此國を避り奉りたりといふ意古事記に大國主神言天照
 大御神高木神之命以問使之汝之宇志波祢流葦原中國者
 我子之所知國言依賜故汝心奈何爾答白之僕者不得白我

子八重言代主神是可自然爲鳥遊取魚而往御大之前未還
 來故爾遣天鳥船神徵來八重事代主神而問賜之時語其父
 大神言恐之此國者立奉天神之御子即蹈傾其船而天逆手
 矣於青柴垣打成而隱也とあればもて徵すべし○仍平國
 矛授二神曰 かかれば大國主神の天下を經營なし給ひ
 しとき御用る遊ばし、國を平定なしたる所の矛をもち
 て經津主武甕槌二神に授け與へていふのにこといふ意
 ○以此矛率有活切天孫若用此矛治國者必當平安今我將
 隱去矣 此國平の矛をもてとらへて從伏さする所の功
 を治むる事ありしすめみま即ち天津彦尊若し此矛を用
 ゐて葦原中國を治平なし玉はいきつとことむけの効を
 得べし今我は用なければ現世界を隠り去らんとすとい
 ふ意○辭訖遂隱 大己貴神二神に對して申し上じ辭訖

はりてとうとう身を隠し給ひしといふ意○於是二神誅
伏諸不順鬼神等 此の場合に經津主武甕槌二神衆庶の
歸順せざる惡しき神達を誅し伏さしめてといふ意○果
以復命 復命とはかへしことにて復申と同じ一度命を
受けて其事を巡視し或之施行して事果てて後其巡視の
事狀施行の手續等の上に復りて申上ぐる事ありされば
禰まに天照大御神の經津主神武甕槌神二神を葦原中國
に發遣を命じ驅除平定せしめ給へり故に不順の鬼神等
を誅伏し平定に歸せしものから其事の果てしをもて大
御神に復命せしなり

于時天祖天照大神高皇產靈尊乃相語曰
夫葦原瑞穗國者吾子孫可王之地皇孫就

而治焉寶祚之隆當與天壤無窮矣

于時天祖大御神高皇產靈尊乃相語曰 其時に當て天祖
なる天照大神高皇產靈尊の二神のそこで相互に皇孫天
津彥火瓊杵尊に語り仰せらるゝにはといふ意書紀の一
書には天照大神の皇孫に仰せらるゝやうにものせりこ
れ廣成宿禰の説の傳聞せし所ならんか○夫葦原瑞穗國
者 夫は漢藉讀にてそれといひて指して意輕く文の首
に用ゐる語にて接續詞とすすかのと訓むときは事物の
代名詞となりて物を指す辞となるなり此處は指す詞と
見定むべし葦原は葦の繁り茂りて野原となりたる處を
いふ瑞はみつゝしなごいひてめでたきことあり祥瑞
の瑞もかち穂は秀にてすぐれたる所をいふ稻の穂と
いへば實生ありたる先をいひ顔といへど身体の中にて

秀でたる所をいふがことし此處は豊葦原のみづみづし
 く榮ゆる稻穂の國といふべきなりそは我邦は萬國にす
 ぐれて美き稻を出す國なるをもて名づけしとぞ○吾子
 孫可王之地 吾と人代名詞にて自己に稱ふ詞なりさ
 れば天照大神高皇產靈尊の二神を云ふにあらざれば前
 に述べし如く天照大神の一神を指す方よかるべし子孫
 は古くはみこといへり必ず自己の生みたるのみを云ひ
 しにあらず廣く子孫にも通へり此子孫は天照大神の御
 子孫を申したるなり可王之地とは王と有るべき地なり
 といふの約言なり王となりて有るべき土地ぢやとの義
 なり○皇孫就而治焉 皇孫と統べ知ります眞實の御
 子孫といふ義なり就而治と瑞穂國に往き事に就きて
 治めなせよとの意○寶祚之隆當與天壤無窮矣 寶祚と

之古訓あまつひつきといふこれ天之日嗣の義にて日嗣
 即ち天皇の御位の尊稱なり天壤とは古訓あめつちとい
 ふこれ天地を指したるあり無窮とは窮りなきをいふ事
 なり即ちかぎりなき事にて皇統連綿として天地と共に
 はてしなきをいふ故に天之日嗣の天皇の御位の隆盛な
 る事はちやうど天地のはてしなきがごとく天地ともに
 限りなきをいふ意○此條の勅語を總括すれば天照大神
 の天彦火瓊々杵尊に勅して曰はるゝには葦原のみづみ
 づしく榮ゆる稻穂の國は吾が天照大神御子孫の王とな
 りて統知すべき所の土地なり天彦尊よ瑞穂國にいであ
 して事にあたりつきて治定せしめよ天之日嗣の天皇の
 御位の隆ある事はまさに天地のはてしなきがごとく天
 地とともに限りなきといふ意なり既に明治廿三年十月

今上皇帝陛下教育勅語を下し賜はりしも此處の意を御用ゐ遊ばされたりいと忝なき事にや我々臣民此土に生れ此地に住み此物を食ひ此次を織り著る等は皆天照大神の御厚恩を蒙るなりまた天皇陛下の御恩澤に浴するありよろしく此旨を體し拳々服膺して御高德を敬崇すべし

即以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫

永為天璽所謂神璽之劍鏡是也 牙玉自從即勅曰吾兒

視此寶鏡當猶視吾與同牀共殿以為齋鏡

仍以天兒屋命太玉命天鈿女命使配侍焉

即以八咫鏡及草薙劍二種神寶 即ハ副詞ナリ此處にて之やがてといふべし接続詞となすときはさうしてその

置之下之字古本元末忠本二本有元集山家要略

興作一本末昌忠本可之字

牀作古本床

どきの意となるあり八咫鏡の八之稱の義咫之人の中指ナカニヒと中指とを擡げて其廣さに當るをいふにて當の義なり一咫二咫と數へいふものなり八咫鳥もこの咫の當の意なり故に此處は彌當の鏡といふ意なりさるに古へより此八咫に種々の説ありて定まらず今古事記傳を抄出して參考に供すべし

古事記に八尺鏡とあり延佳が尺當作咫とあると宜しきなりこは決して寫誤れるものなりまづ尺とあるを強て助ていはは八寸を咫といひ十寸を尺と云は常なれども周尺は八寸と云ふことあり又常に咫尺とも連ね言て相遠からぬ字なれば此記に之佐加にも阿多にも尺字を通はして此に阿多と訓せるも佐加と混るゝ故なりとも云べけれども猶よく思ふに然に之非ず何

の古書にも阿多には咫字をのみ書て尺と書る例なく
 此記にも即白橋原朝段に八咫鳥と書れば此も必咫字
 なるべき物ぞさて註に八尺とあるも本は咫一字あり
 けんを本文の誤れるがら後人のさかしらに改めつる
 か又本文と共に誤れるにもあるべし八阿多の八字を
 上を八尺とするものから是もさかしらに加へつる後人
 の爲なり決して削るべし凡て訓註の字訓を用ゐたる例
 亦く又八を八と誰すべき謂をければこは上下共にひ
 がことなること相照しても知るべしかかれれば此註は
 訓咫云阿多とあるべきなりさて此名は古來夜多能鏡
 と訓めれどもかかる稱の古の例凡て之を添ねば夜多
 加賀美と訓むべしかの八咫と同じ註に阿多とあるを
 阿を省けば如何と云ふに天原の天をも云阿麻と註せ

れども亦は麻と訓むと同格ありさて此之咫の義を古
 來とりくに説れども皆かきへりとさきこえず
 一つ離れて言ふときは天は阿麻咫は阿多ある故然
 註したるなりされど高天八咫と連言ふときは高にも
 八にも阿の約ある故に自ら多加夜麻多といはるゝな
 りけりまづ咫を八寸として八咫を六尺四寸これを圓
 の度にして徑り二尺一寸余なりと云之釋に論ひたる
 如く伊勢神宮の御樋代の度にかなえず又た八寸と
 見れば八てふ言由よし神道に八を尊ふなど云ふめれ
 ども由もなきことを漫に加ふべきに非ず古凡てさる
 ことなし又女神の御手の長さなど云之漢字の註に依
 れる例のひがことなり又八は七八の八に非ず例の彌
 の意にして約めて二八一尺六寸にしても周をもて名

くべきに非ればなほかの御種代にかならず又師説には八咫は人の大指と中指とをもてはかるを咫といひ其一咫之八寸ある故に入あたとも云ふて八之咫八の謂に非ず凡て古書に數を云ふに正しきあり大むねあり又同じ咫にも一咫の中に八きた七きたあるを云ふと一咫づづ多くの數を云ふとあり其書をかける人の心々なりしかりとあれど一咫は八寸ある故に入あたと云と云ひたると心得ず若然らば直ちに八寸とか咫とか云ふべきをいかでかわづらはしく重ねて云む凡て物の度量を云にさす例も理もなきことあり又その書をかける人の心々なりとあるにも心得ず文字こそ他國のを借れるものなれば人の心々にて古書にはさましに書れもの度量の稱など古より云きたれるまにまに

記せることなれば書によりてかはるべきにあらざるれば人の心々とあるは文字のことか然らば七きたの阿多には七咫八きたの阿多には八咫と書りとも訓はいつれもただ阿多とこそ云べけれ然れども夜阿多と云ふ古言動くまじけれ右の師の説は用ゐるがたくこそ古へ物を度量るに咫といふ名あり又八は何の數にも彌の意にて常に云ふことなれば八咫と云ふことも物に多かりけん故に其字を借れるありさるは後世人の心にてはまぎらえしきに似たれども常夜に常世の字を借れるたぐひにて古へより借りて書來れるまに此記にも書紀にも然かけるあり故に今考ふるに八咫と借字にて八頭ヤカシラの意あるべし其據は倭姫世記に此御鏡のことを云る處トコロに謂八咫者八

頭也また御鎮坐傳記にも寶基本紀にも八咫古語八頭也八頭花崎八葉形也中臺圓形座也と云へる是なり此書どもは多くは信ひかたけれと此は妄説とときこえず古傳説ありけるならむある人鎮座傳記などに八葉中臺と云へるは佛書を附會したる言にて取るにたらずと云へり今思ふにまことに彼書どもは附會甚多しこの八葉中臺も佛書の語ありされども元より八頭花崎御鏡ありといふ傳のありしに付て佛書を引當たる者なりとまことに古き鏡にさる形したるがあるなり

さて八頭を夜多と云に二つの考あり一には書紀釋に天徳御記を引て云内裏燒亡之時内侍所神鏡不燒損其鏡徑八寸許頭雖有小瑕專無損とありて頭字はたと讀

むべしと云へり此を思ふに頭とあるはかの八頭の頭なるべしただ圓鏡ならば頭とはいふべからずまたはしならず端とあるべきなり又かの御記のつづきの文に圓規並帶等甚分明とある圓規はかの中臺圓形とある處を云るあるべしさて頭を波多と訓べしと云へるさもあるべし魚の鱗と同意にてかの花崎なる所を然云ふべしかかれば夜波多を約めて夜多とはいふなり此記の注に云阿多とあると咫字を借るにつきて其本語を注せるなりされどそれも八咫とつづけば夜多なれば妨げなし二に八頭は阿多麻の意なり和名抄に頗會阿太万とあれバあたまは頭の内にも一所の名と見ゆれば今の世の言には頭をいへば古へもさもいひけん其故は神武

段に八咫鳥も借字にて此と同しく頭の八つある鳥なるべければ亦り此鳥はこの八咫蛇の八頭八尾ありし類あり八は必ず七八の八ならずとも幾つもあるを云べしさて此記序又姓氏錄にこれを大鳥と云へれば亦は八咫の義然るべしとも云べければ八寸ならば殊に小鳥なりもし又咫八つの意とせば御鏡の度かきはす此と彼と同言にて義の異なるべきイハレ聞なければなりされば古より八咫の字を借て書來れるに就て姑字面にシバクよりて大鳥とかきつるか又頭の八つあらんに本より尋常の鳥よりといと大きにも有るべければ名によらずともなか大とは云ざらん又大きなるのみにて之八咫てふ名を負ふべきにあらす鏡など七大小種々あるものなれば其度をもて名けしもさることなるを

鳥亦どは大小くさくあるものならぬに度を以て名くべきにあらぬを思へば大きなるのみあらばただ大鳥とこそいはれ又書紀に頭八咫鳥と頭の字を添てかかれたる之頭の大き八咫と云意を顯さんためども云べければ全体をかきて頭の大さを以て名づけんこと有べくもあらず此は古より八咫の字を借て書つたへたるをそのままに書ながら頭の八ありし鳥なりといふ傳のありし故にその由を顯さんために此字をば添られたるなりかかればこれもかへりて八頭なる一つの證あるべし

右の二の意いづれかよけん人擇取ねかしさて此鏡を書紀に眞經津鏡ともいへる之眞太體なり太之稱辭布津とも通とし云る例多し經津を漢意をもて説れど皆

例のいふにたらず
草薙劔は叢雲といへる條に詳に述べたり二種神寶とは
二種類の神寶といふ義にて鏡劔の二をいひたるなりさ
るに世に三種の神器といひ三種の神寶といふと日本書
紀古事記にもせられつればまかいひしなるべしさる
を此書には二種とあると廣成宿禰の例の傳聞の一にし
て咎むる事なしこれ全く氏の家にて二種の事を掌りし
さればなり故にやがて八咫鏡と草薙劔との二種の神寶
をもてといふ意なり○授賜皇孫永爲天璽 皇孫とは天
璽彦火瓊杵尊を申し奉るなり天璽と此國土をすべ
まろしめす天位の御璽といふ義なりされば二種の神寶
をもて皇孫天津彦彦に授け賜ひてながく國土をすべし
まろめす天位の御璽と爲し給ふたといふ意なり○所聞

神璽劔鏡是也 世にいふ所の神璽の鏡劔と申すは即ち
天璽を申すことぢやといふ意あり○矛玉自從 矛とは
大日貴神の父子より奉られし國平矛をいふなり玉と玉
屋命の製られし八咫瓊の曲玉をいふなり自從とは神璽
と申す譯にてもなく唯なんとなく從へて下し賜はりし
なり故に平國矛と八咫瓊曲玉とをなんとなく天璽にそ
へ從へて下し賜えりし義古事記日本書紀に三種といひ
て玉を第一にかかれしが此書に隨從物に玉をせられつ
るに齋部氏の玉に關らざりしかば玉の事をばかく云
ひ傳へたるなるべし若し常物なれば並列して書すべき
筈あり○即勅曰吾兒視此寶鏡當猶視吾與同牀共殿以爲
齋鏡 吾兒と天照大神の天津彦火瓊杵尊より以下
の方々を申し奉るなり兒といへば二世の人をいふにあ

らず古へは子にても孫にても曾孫にても玄孫にても泛
 くいふ言を知るべし同牀共殿とは牀と寝牀をいふ殿は
 御在處をいふ故に寝牀を同じくし御在處を共にすとい
 ふ義にて至尊の方は天照大神と同殿にましまして寝牀
 を共にあし給ふたといふなり齋鏡とて天照大神の御魂
 として齋ひ申す鏡といふ義故にそこで天照大神の御言
 宣りていえるには天照大神吾が子孫よ此寶の八咫の
 鏡をもて視る事はやとり吾を視るがごとく共に寝牀を
 同じ殿宇を共にして吾御魂を拜すがごとく齋ひ奉る鏡
 となすべしといふ意あり○仍似天兒屋命太玉命天鈿女
 命使配侍焉 以上の三命は既に前に名義をとけり配侍
 ととくばりはべらすなり即ち誰と誰とて御鏡の前に侍
 從せよとなさしめ給へるなり故に此場合によりて天兒

神籙者之三字照
 齊二本無之末忠
 無者字
 衛作古本元集
 之二本護之字
 亦作一本爾之字

屋命太玉命天鈿女命の三命をして御鏡に配侍せしめ給
 へりといふ義古事記書紀によるに石窟戸の條にて此三
 命と共に勞せし石凝姥命と玉祖命との二命を加へて五
 部神となし給へりさるに此二命を除きて此書に書ける
 之例の齋部家に關たりし事のみを擧げて他家に關する
 事は除くを旨とせらるめれば此書に記さざるなるべし
 これも傳説の一と見るべし

因又勅曰吾則起樹天津神籙及天
 津磐境當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉
 命二神宜持天津神籙降於葦原中國亦爲
 吾孫奉齋焉惟爾二神共侍殿內能爲防衛

らず古へは子にても孫にても曾孫にても玄孫にても
くいふ言と知るべし同牀共殿とは牀と寝牀をいふ殿は
御在處をいふ故に寝牀を同じくし御在處を共にすとい
ふ義にて至尊の方は天照大神と同殿にましまして寝牀
を共にあし給ふたといふなり齋鏡とて天照大神の御魂
として齋ひ申す鏡といふ義故にそこで天照大神の御言
宣りていえるには天照大神吾が子孫よ此寶の八咫の
鏡をもて視る事はやとり吾を視るがごとく共に寝牀を
同じ殿宇を共にして吾御魂を拜すがごとく齋ひ奉る鏡
となすべしといふ意あり○仍似天兒屋命太玉命天鈿女
命使配侍焉 以上の三命は既に前に名義をとけり配侍
ととくばりはべらすなり即ち誰と誰とて御鏡の前に侍
從せよとなさしめ給へるなり故に此場合によりて天兒

屋命太玉命天鈿女命の三命をして御鏡に配侍せしめ給
へりといふ義古事記書紀によるに石窟戸の條にて此三
命と共に勞せし石凝姥命と玉祖命との二命を加へて五
部神となし給へりさるに此二命を除きて此書に書ける
之例の齋部家に關し事のみを擧げて他家に關する
事は除くを旨とせらるめれば此書に記さざるなるべし
これも傳説の一と見るべし

因又勅曰吾則起樹天津神籬神籬者古語也及天

津磐境當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉

命二神宜持天津神籬降於葦原中國亦爲

吾孫奉齋焉惟爾二神共侍殿內能爲防衛

神籬者之三字照
齊二本無之末忠
無者字

衛作古本元集
之二本讀之字

亦作一本爾之字

○古語拾遺

宣以吾高天原所齋御庭之穗是稻也亦當御於
吾兒矣宜太玉命率諸部神供奉其職如天
上儀仍令諸神亦與陪從。

因又敕曰 此の如き場合によりて天照大御神高皇產靈
神の御言宣りて仰せらるゝに之の義○吾則起樹天津神
籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣 吾の代名詞は此書によ
るに二神のやうにいはいはれど二神を吾といふ筈を恐ら
くは一神なるべし日本書紀による高皇產靈神の勅と
ありければ此神に隨ふべしされば高皇產靈神の自の代
名詞に吾を用ゐられつるなり則之前に述べたり○天津
神籬 天津之天のの義にて天之美稱のと天爾波なり神
籬と諸説區區なれどもとるべき説と柴室木の約轉あり

といふあり或はいふ秘室木の略轉なりといふあり或は
秀室城の轉ありとあり三説孰れも榮樹を建てめやらし
それを假に神の御室として祭る處の稱とぞされども後
には神社の泛稱ともされり故に此處は泛稱と見るべし
天津磐境の天津は前とおなじ磐は堅固の義なり境は境
界にて神を齋き祭る地の境界をいふされば天之堅固な
る境域の如くの意吾孫は高皇產靈神の孫にして產靈神
の裔をいふなり奉齋と之自己の神靈を齋ひ給ひて歷代
の天皇の御守護とあらせ給へるなり總じていへば此場
合によりて高皇產靈神のまた御言宣して日たるゝに之
吾れとそこで天之柴室木及び天之堅固なる祭地を起し
立てて吾すめみまの爲めに齋き祭り奉るべしといえれ
たり即ち後世の八神殿の起る原なりとす○汝天兒屋命

太玉命二神宣持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉
 汝は人代名詞の對稱の語なり天兒屋命太玉命二神并
 に天津神籬の名義は既に云へり葦原中國は豐葦原の瑞
 穗國の中の國といふなり吾孫奉齋は吾すめみまの爲め
 に齋き祭るべしとなり故に汝天兒屋命太玉命の二神を
 宣しく天の柴室木を保持して豐葦原の瑞穗國の中國に
 降臨ましまして等しく吾子孫の爲めに齋き祭るべしと
 いふ義なりこれも高皇產靈神の仰せられし言なり○惟
 爾二神共侍殿内能爲防衛宣以吾高天原所御齋庭之穗亦
 當御於吾兒矣 惟といふは感動詞にて人を呼びかける
 言なり爾を代名詞にて人に代へていふ言なり常に對稱
 に用ゐる二神とは天兒屋命太玉命の二神をいふ殿内と
 之御在處の内に侍りての意防衛とは能く非常を防ぎ衛

れといふなり宣しくは副詞にて良方を示し合とする意
 をいふ語なり此方法の如くと俗解すべし齋庭之穗の
 齋庭と之齋み清めたる場所といふにて大嘗を行ふ庭と
 いふ義元來庭といふは祭事に用ゐる空地をいふにてそ
 れより轉じて塲場所となれりけり(大嘗之每年の新穀を
 神に奉り自らも闕し食す式をいふなり古くは大嘗とも
 新嘗とも申しまを後に之一代一度行たるを大嘗とい
 ひ毎年行はるゝを新嘗といふ)穗と之稻の穗をいふ廣成
 宿禰の注に是れ稻種とあるにて明らかなり亦當御於吾
 兒の亦は前に述べたり吾兒は吾孫といふが如し故に
 やあよ爾等天兒屋命太玉命の二神よ共に天皇の御在處
 の内に侍ひて能く非常を堅め防ぎ衛れ此の方法の如く
 吾高天原にて統べ知ります所の齋み清めたる場所の稻

穂をもて大嘗を行ふ如くそれと等しく正さに吾が子孫に聞し食させまつるべしといふ意○宣太玉命率諸部神供奉其職如天上儀仍令諸神亦與陪從 宣は副詞にて此の方法の如くと解すべし太玉命の名義と前にいへり諸部神とともろくの部曲の神にて太玉命の統領まします忌部イムベの部曲の神達を申すなり供奉とはつかへまつるにて部曲の神達の自己の職掌をつかへまつるあり天上儀は天原にて天窟戸の段にある如く高天原の上にてなせし儀式の如くといふ意仍は接續詞にて斯ればの意又は此の故にの意にとく此處と此の故にととくべし諸神とは忌部の部曲の神達の外諸の神をいふなり陪從とをつきそひまたがふといふ事なり故に此の方法の如く忌部の祖なる太玉命をしてその統領ましませる諸の忌部

の神達を率ゑ遊ばして瑞穂國に降り給ひ各石窟戸の段にて功を立てし如く其職を以て皇孫命に供へ奉る事高天原の上にて天照大神に供へ奉れる如くすべしと此の故に齋部の諸神と他の諸神を共に共に皇孫命につきそひしたがえせしめて降臨なさしめ給ひきといふなり以上惟爾より陪從までの勅語と此書には二神の如く記すゆれと日本書紀によるに天照大神の語とありければ今暫く書紀の説にしねがふべし

復マカヘ救サツ大物主神オホモノノカミ宣領ノボリ八十萬神ヤチマンノカミ永トシ為ナリ皇孫奉ミコノミコノミヤマツル
護マモル焉ナリ仍トモ使トシ大伴遠祖オホトモノトシ天忍日命アメノヒノミコ帥シラ來キ目部遠メノトモノトシ
祖ムコ天穗津大來目帶アメノホツツノオホキミ仗ツカササヘ前マヘ驅カハル

復勅大物主神 復とて副詞にて立置りてとかふたたび

のどとか解すべし大物主神の名義と既に前にいへり勅と
 高皇産靈神ののたまへる御言なり故に高皇産靈神のふた
 たび大物主神に御言宣していはるゝ義あり○宣領八十
 萬神永爲皇孫奉饗焉 八十萬神とは數多の神達を申す
 にて八十萬の數をいひたるに非らずこの神達と大物主
 神の率ゐまし給へる神達にして國土の神ありされば地
 神八十萬神を統領してひたふるに天皇の孫の爲めに守
 護し奉るべしとの義○仍使大伴遠祖天忍日命帥來目部
 遠祖天穗津大來目 仍大伴遠祖天忍日命共に前に述べ
 たり來目部の來目と組あり部と部曲にて群あり故に組
 とありて群れ居るをいふ天穗津天來目の天は美稱穗と
 靈の借字なりくしびの意なり津は大爾波ののなり大は
 敷の多きをいふ來目は上に述べし如く組なりその組の

住元本借方
 本作住故可從往

多數なるをいふにて大組の義なり即ち一大隊の長なる
 に天靈津大久目といひたるあり斯れば大伴遠祖天忍日
 命をして來目部遠祖なる大來目を帥ゐてといふ意これ
 忍日命の部下ある來目部の祖なる大來目を引ききたるあ
 めり○帶仗前驅 仗之儀仗などの仗の如く兵器をいふ
 帶之佩するにて身につきそへるものなり前驅とてみさき
 はらひにて貴人のいでましのとき必ず警蹕するものを
 いふ故に來目部遠祖なる大來目を忍日命の引きまして
 儀仗を佩帶し警蹕を威嚴にせしめ給ひきといふ意
 既而且降之間先驅還白有一神居天八達
 之衢其鼻長七咫背長七尺口尻明曜眼如
 八咫鏡即遣從神往問其名八十萬神皆不

○古語拾遺

能相見

既而且降之間先驅還白 既とは最早の意にて而を加へれば最早此の如くにしてといふ意且降とは天より降らんとなしつる間といふ意先驅還白の先驅と之前驅とかなし還白とと降臨なしたるものが再び高天原に還へりて申上ぐるなり故に最早此の如くにし給ひ天より降りまさんとなす間にみさきはらひの人人の高天原に還へりて申上ぐるにこの義あり○有一神居天八達之衢 天八達之衢とて天と美稱八と彌なり達之衢とて道眼にて道路の衢街をいふされども此國のちまたにはあらず空中にて自然に九州へと此方東國へと此方と自然に道の別るゝ處なり故に先驅の神の還へり申さるゝに之一神

のましまして夫の遺俣に居れりといふ意○其鼻長七尺背長七尺 咫及尺の事之前に述べたりこれ八達之衢に居れる神の鼻の長さよのつねの神に似す優れて大なるなりされば七咫あるなりこれ大指と中指とを延べて七度したるほどの長さなり背長さは尺を七つなしたるほどの背といひたるなり○口尻明曜眼如八咫鏡 口及び尻の明白に輝耀り目眼は八咫鏡の清明なる如く光ありといふあり○即遣從神往問其名 そこで侍從の神達を發遣して天八達之衢に往かしめて一神の名を問わしむるにといふ意なり○八十萬神皆不能相見 大物主神の率ある八十萬神の一神の容貌に畏れ相まみゆること能はずといふにて對面して其名を探ぬる事をえうせんとといふ意なり

於是天鈿女命奉敕而往乃露其胸乳押下裳帶於臍下而向立咲噤。

於是天鈿女命奉勅而往 奉勅とは天鈿女命に天照大神の御言宣り給ひし御言を奉ずるあり故に此場合に於て天照大神の御言を天鈿女命の奉じて天八達之衛に往かしめ畢ぬといふ意○乃露其胸乳 ところで天鈿女命の自己の胸間ある乳を露してと云ふ義○押下裳帶於臍下身に纏へる裳の帶を身の臍の下迄押し垂じてたはけたるさまをさしたるあり○而向立咲噤 たはけたるさまにして八達之衛に居る一神に向ひ立して口を開き馬鹿喚ひを爲給ふたといふ義

是時衛神問曰汝何故爲然耶天鈿女命反

問曰天孫所幸之路居之者誰也衛神對曰聞天孫應降故奉迎相待吾名是猿田彦大神時天鈿女命復問曰汝應先行將吾應先行耶對曰吾先啓行天鈿女命復問曰汝應到何處將天孫應到何處耶對曰天孫當到筑紫日向高千穂懸觸之峯吾應到伊勢之狹長田五十鈴川上因曰發顯吾者汝也可

以送吾而致之矣天鈿女命還報天孫降臨果皆如期天鈿女命隨乞侍送焉

爲二氏姓一今彼男女〇皆説
爲三後女君此縁也〇

是時衢神問曰汝何故爲然耶 天鈿女命の胸乳を出して
たはけたる様にて衢神を迎へたまひしかば是時衢神の
天鈿女命に問ふて曰はく汝は何の故をもてしかたはけ
たるさまをなすやといひたるあり〇天鈿命反問曰天孫
所幸之路居者誰也 天鈿女命の却て反對に衢神に問ひ
て曰はく天孫之降臨まします所の道路に塞り居る者は
誰れぢやといふなり〇衢神對曰聞天孫應降故奉迎相待
衢神天鈿女命に對へて曰はく天孫の國土に降臨まし
ますべしと承りし故に天孫を迎へ奉らむ爲に衢に相待
ち居るものなりと〇吾名是猿田彦大神 猿田彦大神の
猿田彦と古事記傳に尻光り照彦の約と云へるは從ひ

がたし元來さるはさめるにてさは眞の義にて發語なり
たひこはつひこにて即ちいつひこなり威嚴ある稱なり
催馬業にさいろんと云ふも此義なり即ち眞入津彦の
義なり後世にさるの名を付せしもさるの義にて親
みて云へるなり大神とて威嚴の甚しくある神なれば大
神と稱へなるなりされば衢神の吾名とこれ眞入津彦彦
は前にいへる如く男神の稱名の大神なりといへり〇時
天鈿女命復問曰汝應先行將吾應先行耶 そのときに天
鈿女命ふたたび問ふていふには猿田彦大神まさにささ
に往きますべきかあると天鈿女命まさにささにゆきま
すべきかといへり〇對曰吾啓行 衢神猿田彦大神の對
へていはるゝに七吾道を開き行かんと即ち道を嚮導せ
んとあり〇天鈿女命復問曰汝應到何處將天孫應到何處

耶 天鈿女命復猿田彦大神に問ふていゝるゝにはみま
 しはどここにおいでなさりましやうなまた天孫はどここ
 おいでなさりましてよささうなといこれき○對日天孫
 當到筑紫日向高千穂穗觸之峯吾應到伊勢之狹長田五十
 鈴川上 筑紫は落着文にてこのとき此の名のありしに
 あらず後に此く名けし所なり日向心日に向ひたる稱へ
 ならむ高千穂とたかいちほにて高く秀でたる穂の稱
 なり穗觸之峯は峯はたかねの約なりくしぶるはくしび
 の變化の連体言なり故に靈高根の義なり今高千穂之峯
 と申すは日向と豊後との堺にある霧島山をいふ伊勢國
 之狹長田は多氣郡にあり五十鈴川之其多氣郡狹長田を
 流れ通ずる川ならむ故に猿田彦大神對へていはく天孫
 之筑紫の日向の高千穂の穗觸の峯即ち霧島山にいでま

すがよささうな我は伊勢國の多氣郡にある狹長田を流
 通する五十鈴川の川上にいたるべしと○因曰發願吾者
 汝也可送吾而致之矣 これによりていはるゝには猿田
 彦大神を發し顯はしたるものは汝天鈿女命なりよろし
 く吾が到るべき伊勢國まで送り致すべしとなり○天鈿
 女命還報 天鈿女命その事の上しを高天原にかへり大
 神に報知したといふあり○天孫降臨果皆如期 天孫の
 國土に降臨ましますことと猿田彦大神の白されたる如
 く思の通り高千穂の峯にふりさといふ意○天鈿女命隨
 乞侍送焉 天鈿女命之前條にある如く猿田彦大神の乞
 のまにまに大神に侍りて伊勢國迄送りまをししとなり
 ○天鈿女命者是猿女君遠祖云云 天鈿女命はこれぞ猿
 女君のとはつ祖なりそと猿田彦大神を發し顯はすより

この神の名をもて氏となし姓を作りしなり今彼の男女
いづれも皆號して猿女君と爲はこの所縁あるなり元來
猿女といふは猿田彦神をわらはましとさの功によりて
その神の名をもて仕へ奉れと云ふよりさるめと名けし
なり故に此氏人男にても女にても猿女君といひ常に朝
廷にては女人が仕へ奉れりとぞ

是以群神奉敕陪從天孫歷世相承各供其職

是以群神奉敕 斯るかかりにより天兒屋命太玉命の二
神より以下諸々の神達天照大神高皇產靈神の二神の敕
命を奉じてといふ義○陪從天孫 天津彦命に見屋命始
め其他の神達御供に従へるなり即ち隨從して天原より
あまりましませしなり○歷世相承各供其職 天津彦命
の天原より降臨なせし以來御歷代の間相承け繼ぎて自

尊照近本作好

娉務本作聚

室奥本作宮

がしし家々の職を以て朝廷に供へ奉れるなりとの意
天祖彦火命娉海神之女豐玉姬命生彦瀲
尊誕育之日海濱立室于時掃守連遠祖天
忍人命供奉陪侍作帚掃蟹仍掌鋪設遂以
爲職號曰蟹守今俗謂之掃守者彼詞之轉也

天祖彦火尊 天祖とは前にいへり彦火尊とて日本書紀
に彦火出見命とあり古事記に天津日高日子穗々手見
命とあれば彦火出見命の省畧なりさて名義は古事記
によるに方産時以火著其殿而産也故其火盛燒時所生之
子云云とありける中にわれは火の盛なる時の性により
て附けたる御名なるべし御父は天津日高日子番能邇々
能命を申し御母は大山津見神の女木花之佐久夜毘賣

と申すなり○娚海神之女豊玉姬命 海神とは豊玉彦命
 を申す其女の豊玉姬命なり豊は上につくる美稱玉とつ
 びにて威靈の義姫は女神の稱名なり娚は齋本にある如
 く娶るの義故に天祖彦火火出見命の豊玉彦神の女の豊
 玉姬命を娶りしなり○生彦激尊日本書紀に彦波激武鸕
 鷲草葺不合命とあり古事記に天津日高日子波限建鸕
 鷲草葺不合命とあり此書に彦激尊とあると省畧の文な
 り名義は古事記に海邊波限以鸕鷲羽爲葺草造産殿於是
 其産殿未葺合不忍御腹之急故入坐産殿とあるにて知ら
 れたり故に其ましますときとの模様にて名つけたるなり
 ○誕生之日海濱立室 誕生とは誕生とかなしく内よ
 り世に生れましますをいふ室は宮にて産殿をいふかり故に
 誕生ましますの日海濱に産殿を建築しつといふ意○手

時掃守連遠祖天忍人命 掃守とは蟹を掃ひたるより職
 となり遂に姓となれり連とは尸なり天忍人命とは天は
 美稱忍之前に云へり人は臣の義ならむ命は尊稱なり○
 供奉陪侍作箒掃蟹 天忍人命の豊玉姬命の産殿に供奉
 陪侍して箒を作りて蟹の入り来るを掃ひ防ぎしなり天
 忍人命之海神命の子振魂命の四世孫なり○仍掌鋪設遂
 以爲職 此場合によりて殿内の裝飾を鋪き設けし事を
 掌りし故に遂に登の職となれり○號曰蟹守 職とあり
 し故に號して蟹守といひきと廣成宿禰の世俗に掃守を
 かにもりといふと蟹守の詞の轉じて掃守を訛りてよめ
 るなりとの義

逮于神武天皇東征之年 大伴氏遠祖日臣

命帥督將元戎剪除兇渠佐命之勳無有比
肩物部氏遠祖饒速日命殺虜帥衆歸順官
軍忠誠之効殊蒙褒寵

逮神武天皇東征之年 神武と申し奉るは易の辞に聰明
淑智神武而不殺者とあるより起りて天皇の御氣質の明
智にましませしより起るとぞされど御實名を神日本磐
余彥命と申ししを後に神武天皇と諡せしなり御父は彥
瀲尊と申し御母は玉依姫命と申しき東征とは日向より
大和に上り給ひければ東征日向より大和は東方に當り
たりといひしなり故に神武天皇の日向の宮より出給ひ
て東大和を征伐する時に及ぶまでの意なり○大伴氏遠

祖日臣命 大伴氏の解は前に述べたり日臣命とは靈臣
命の義にて日はくしびの義臣と大身の約音君に仕ふる
身を敬していへるなり命と尊稱あり○帥督將元戎 總
督の大將の大兵を帥むての義なり元來は書叙指南大將
曰督帥といふ句より督將の文字は出でたるなりまたい
ふ詩六月元戎十乘以先啓行注元大也戎戎軍也とあるに
て元戎の文字の出典之明かなり○剪除兇渠 と云ふ大な
る敵を剪り除きしかりとの意見之凶也五車韻瑞日凶惡
之魁也とある如く惡しき魁を兇渠とはいふなり即ち兇
猾を始め八十梟師等の逆賊をいふなり○佐命之勳無有
比肩 命を佐くるの勳功は肩を比ぶるもの有ることな
かりきと意抑佐命者歴史多稱開國元勳謂論佐天命王者
受天命即位曰命也一説謂密敕非也とあるをもて佐命

の事七知られたりまた文選に季少卿答蘇武書其云佐命
 立功之士士銳曰謂佐王命也とあるも此處の事なりまた
 これより佐命の文字と出てたるものならむまたいふ前
 漢書路温傳被刑之徒比肩而立とあれば比肩の文字もこ
 こらより出でつらんかし○物部氏遠祖饒速日命 物部
 氏の解は既にいへり饒速日命の饒は瓊々杵尊のにぎと
 おきし義はやは御勢のそやきをいふ日はくしびのびな
 り命は尊稱なり物部とはものふべの約なりと記傳に
 あるは可なりものふは後世ものなふと云ふとたなは
 くなふは總て爲る事を云ふあがなふあきなふなどの類
 なり此ものなふと物を爲す事をいふなり物とは此命率
 るし人々がすべて不足なく種々の事をものし爲せし人
 々をさしてもものふべと云へるなり此物部を悉く率わ

て天孫に順歸せるなり此等の人も始之神武帝を倭天孫
 と思し故に力を盡して防ぎし故にさすがに大伴久米の
 二大隊も困りし程ありしなりさてその部属を率ゐて主
 なる故あむらじむれうしの義と云へるあり故に此等の
 人に門を守らせて後の近衛兵の如くせりそれより後世
 は武人を云ふ事になれども武人のみあらず廣く百官を
 も云へりすべて物を掌り爲すものを云へればなりこの
 事をよく心得なくべし○殺虜帥衆歸順官軍 虜之長髓
 彦を指すなり衆は長髓彦の隨へる兵卒をいふ官軍とは
 神武天皇の皇軍をいふ歸順とは此方に順ひ歸したるな
 りされば長髓彦を殺し其從へる士卒を帥ゐて皇軍に服
 從せしといふ意○忠誠之効殊業褒寵 忠誠とは忠義誠
 實といふがごとし効は効驗といふとかなし褒寵とは褒

め賞せられ寵愛を蒙るといふなり故に忠義誠實の功績殊に没からざるによりて褒賞寵愛を蒙り給ひさといふ意

大和氏遠神椎根彦者迎引皇舟表績香山之巔賀茂縣主遠祖八咫鳥者奉導宸駕顯瑞菀田之徑

大和氏 といふ大和に居住するより國名をとりて氏となしたるなり椎根津彦とは椎を古事記には槁とありこれ槁もて御舟を漕ぎ給ひければ槁といひしかり此處に椎とあるは其槁の椎もて作られたるより椎といひけるにや根と親愛の詞にてやねかさねのねと同じ津彦といひつひこなり故に大和氏の遠祖ある椎根彦はといふ意○迎

引皇舟 神武天皇の御乘船ましませ御舟を椎根彦の迎へ引き給ふ事なり即ち日向より大和に入らんとて遠阪之門と云ふ所に至り給ひし椎根彦の迎へ奉りければ汝能く我爲めに導きせんやと問ひ給はれしに導き奉らんといらへて天皇の御舟を嚮導し奉りたるを云ふなり○表績香山之巔 績は功績と同老く心を用ゐること或いはねをりと解すべし香山は大和國十市郡の香山なり故に骨折を香山の巔に表顯しさいふ事なり即ち神武天皇の靈夢に神の御告ありて香山の土を取らんために椎根津彦と弟猪とを遣はされし時に椎根津命祈禱していはく我が大王よく此國を定め給ふべくひば行路に防げなからむかし若し能はずは賊必ず防かむと云ひて進みに進み行くにわたども道をよけて通行せしめたりと云

によりて香山の頂により其嶺の墟を取りて歸るを得たるをいふなり○加茂縣主遠祖八咫鳥 賀茂之山城の地名なりそを氏となしたるなり縣主は山城の賀茂の縣の主宰たるものなれば縣主といひて職となれり八咫鳥のやたは彌わたなりあたはあてにて手をひらき大指と中指との間を十分にひらきて當て計りしなり故に常の鳥よりすぐれて大なるをやたからすと云ふなり故に古事記に大鳥導於吉野とあり姓氏錄に神魂命孫鴨建津之身命化如大鳥翔飛奉導とあるにて知られたり○奉導宸駕顯瑞苑田之徑 宸駕とて天皇の御車駕を申し奉るなりいとゞいでましをいふなり顯瑞とてみつみつしきよきことを顯はせるなり苑田之徑とて大和國宇陀郡宇陀の徑といえんが如し故に天皇の行幸を導き奉り辟瑞を苑

田之徑に於て顯せりといふ意即ち天皇絶伊より大和に入り給えんとするに山中險阻にしてたどり行くべき路あかりし時日神の御告ありて朕今八咫鳥を遣はして導き手となすべしと宣へり果して八咫鳥空より飛び降りてければ鳥の向ひ導くままに踏み行きて遂に苑田に出でませるをいふなり

妖氣既晴無復風塵建都櫃原經營帝宅

妖氣既晴無復風塵 妖氣とは災氣なり災の氣の立ちたるなり風塵の塵とは世の中のうるささを譬へていへりまた歸順せざる徒をいへりされば風の吹きて塵の飛ぶ如きにたとへて歸順せざる逆徒をいふ故にまがまがしき災の氣のものはや晴れて風の吹き塵の飛ぶ如く逆徒の起ることなかりしかばといふ意文選に悠々風塵皆奔

號之士向日風塵喻穢惡とあるをもても知られたりまね
漢書終軍傳にもみゆ○建都樞原經營帝宅 都とは宮處
の義なり樞原は大和國高市郡に有る地名なり舊と白樺
樹原にて在りし故に名づけたるありと帝宅と天皇の御
住所を申し奉るなり經營とは作り營む事なり故に天皇
の大宮處を大和國高市郡樞原地をトし建てて皇居を經
營あらむとせしなりこれ古事記にいへる言向平和荒夫
流神等退撥不伏人等而坐飲火之白樺原宮治天下也とい
ふは此條の事をいへるあり

根之下有万本仁
之字
氏之下有一本古
本天御戸排支之
五字

仍令天富命太玉命之孫率手置帆負彥狹知二神
之孫以齋斧齋鉏始採山材宮柱布都之利立高天乃原爾博風高之利底皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也構立正殿所故其裔今在紀伊

鹿香之下水麻本
蓋脫御字

國名草郡御木鹿香二鄉古語正殿之鹿香採材齋部所
居謂之御木造殿齋部所居謂之鹿香是其證也

仍令天富命太玉命之孫率手置帆負彥狹知二神之孫 仍之す
でにいへり天富命の天之美稱富と積むと通す故田宅資
財の多くなるものあり即ち豊になる義なり命は尊稱な
りこれ太玉命の孫なり手置帆負彥狹知二神之孫の二神
の名義と前にとけり故に齋部宿禰の祖なる天太玉命の
御孫なる天富命をして其部曲なる手置帆負彥狹知二神
の孫即ち神工の裔をして正殿を造らしめむとて率るま
してといふ意○以齋斧齋鉏始採山材構造正殿 齋斧齋
鉏の齋と祭事に穢れを思むことにて思み清めて清淨潔